

第 194 号（令和 7 年 3 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】 6
- △ 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】 7

[規則]

- △ 横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則【総務局労務課】 8
- △ 横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】 9
- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル統括本部企画調整課】 16
- △ 横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則及び区長委任規則の一部を改正する規則【デジタル統括本部デジタル・デザイン室】 17
- △ 横浜市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則【経済局雇用労働課】 18
- △ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育支援課】 20
- △ 横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【医療局健康安全課】 21
- △ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則【医療局生活衛生課】 22
- △ 横浜市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則【下水道河川局管路保全課】 23
- △ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則【資源循環局事業系廃棄物対策課】 24
- △ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築防災課】 26
- △ 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則等の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】 27
- △ 横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】 29
- △ 横浜市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則【港湾局港湾管財課】 30
- △ 横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則【消防局保安課・指導課】 31
- △ 横浜市会計室規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 32
- △ 横浜市会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 33
- △ 手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 34
- △ 横浜市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則を廃止する規則【健康福祉局高齢施設課】 35

[告示]

- △ 公印の廃止【総務局行政マネジメント課】 36
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 37
- △ 幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども】 38

施設整備課】

△	保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	39
△	同【みどり環境局公園緑地事業課】	41
△	同【みどり環境局公園緑地事業課】	42
△	公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】	43
△	終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】	44
△	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の委任の一部改正【建築局建築企画課】	45
△	電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】	46
△	市道区域の供用の開始【道路局路政課】	47
△	自転車及び歩行者専用道路の指定【道路局路政課】	48
△	横浜市港湾施設条例施行規則第24条第8号の規定に基づく港湾施設の告示【港湾局港湾管財課】	49
△	横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	51

[公告]

△	職員の懲戒処分【総務局人事課】	52
△	同【総務局人事課】	53
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	54
△	同【経済局商業振興課】	55
△	同【経済局商業振興課】	57
△	同【経済局商業振興課】	59
△	大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】	61
△	同【経済局商業振興課】	62
△	公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】	63
△	公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】	64
△	公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	65
△	地域計画の策定【みどり環境局農政推進課】	66
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	67
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	68
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	69
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	70
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	71
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	72
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	73
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	74
△	同【建築局建築企画課】	75
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	76
△	同【建築局調整区域課】	77
△	同【建築局調整区域課】	78
△	同【建築局調整区域課】	79
△	同【建築局調整区域課】	80
△	同【建築局調整区域課】	81

△	同	【建築局調整区域課】	82
△	同	【建築局調整区域課】	83
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	84
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	85
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	86
△	地域まちづくり組織の認定	【都市整備局地域まちづくり課】	87
△	地域まちづくりプランの認定	【都市整備局地域まちづくり課】	88
△	第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	【都市整備局市街地整備調整課】	89
△	横浜山下町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可に係る関係函書の縦覧	【都市整備局市街地整備調整課】	90
【達】			
△	横浜市請負工事監督事務取扱規程の一部改正	【財政局契約第一課】	91
△	横浜市松風学園職員の勤務時間に関する規程の一部改正	【健康福祉局職員課】	92
△	横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正	【医療局健康安全課】	93
△	横浜市公園緑地事務所の詰所職員の勤務時間に関する規程の廃止	【みどり環境局総務課】	94
【区告示】			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【南区地域振興課】	95
【区公告】			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【都筑区総務課】	96
【消防局】			
△	消防長が行う講習の実施方法の一部改正	【予防課】	97
【水道局】			
△	横浜市水道局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	【情報システム課】	98
△	横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程等の一部を改正する規程	【人事課】	99
△	横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程	【人事課】	101
△	横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程	【経理課】	104
△	横浜市水道局経営部情報システム課等の執務場所	【総務課】	105
△	横浜市水道局収納取扱金融機関の指定の一部改正	【経理課】	106
【交通局】			
△	横浜市交通局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程	【総務課】	107
△	横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程	【高速鉄道本部営業課】	111
△	横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程	【自動車本部営業課】	124
△	横浜市交通局自動車乗務員服務規程の一部を改正する規程	【運輸課】	127
【医療局病院経営本部】			
△	横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	【総務課】	129
△	横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程	【病院経営課】	130
△	横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程	【人事課】	132
△	横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程	【人事課】	133
【教育委員会】			
△	横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則	【教職員労務課】	134
△	横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則	【教職員労務課】	136
△	職員の懲戒処分	【教職員人事課】	137

【市選挙管理委員会】

- △ 横浜市選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【選挙課】 138
- △ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】 139

【区選挙管理委員会】

- △ 横浜市鶴見区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【鶴見区】 140
- △ 横浜市神奈川区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【神奈川区】 141
- △ 横浜市西区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【西区】 142
- △ 横浜市中区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【中区】 143
- △ 横浜市南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【南区】 144
- △ 横浜市港南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【港南区】 145
- △ 横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【保土ヶ谷区】 146
- △ 横浜市旭区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【旭区】 147
- △ 横浜市磯子区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【磯子区】 148
- △ 横浜市金沢区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【金沢区】 149
- △ 横浜市港北区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【港北区】 150
- △ 横浜市緑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【緑区】 151
- △ 横浜市青葉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【青葉区】 152
- △ 横浜市都筑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【都筑区】 153
- △ 横浜市戸塚区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【戸塚区】 154
- △ 横浜市栄区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【栄区】 155
- △ 横浜市泉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【泉区】 156
- △ 横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【瀬谷区】 157

【人事委員会】

- △ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】 158
- △ 試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則【任用課】 159
- △ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則【任用課】 160
- △ 企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則【任用課】 166

△ 横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【調査課】	171
△ 横浜市人事委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正【調査課】	172
[監査委員]	
△ 横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程【監査管理課】	173
△ 横浜市監査委員情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【監査管理課】	174
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	175
△ 令和 6 年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果の公表【財務監査課】	176
[農業委員会]	
△ 横浜市中央農業委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正【中央農業委員会】	177
△ 横浜市南西部農業委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正【南西部農業委員会】	181
[固定資産評価審査委員会]	
△ 横浜市固定資産評価審査委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程	185
[市会]	
△ 横浜市会議会局情報セキュリティ管理規程の一部改正【総務課】	189
[その他]	
△ 横浜市行政文書管理規則及び横浜市行政文書取扱規程の運用についての一部改正について（総務局長通知）【総務局行政マネジメント課】	190

条 例

横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する
条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 条 例 第 19 号

横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

横 浜 市 一 般 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 （ 平 成 22 年 3 月 横
浜 市 条 例 第 10 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 第 3 項 第 3 号 中 「 第 15 条 の 2 」 を 「 第 15 条 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ
こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 条 例 第 20 号

横 浜 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 4 年 3 月 横 浜 市 条 例
第 2 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 9 条 第 2 項 中 「 第 61 条 第 32 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 同 条
第 29 項 」 を 「 第 61 条 の 2 第 20 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

規則

横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第14号

横浜市失業手当支給規則の一部を改正する規則

横浜市失業手当支給規則（昭和62年3月横浜市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3号中「及び第82条の7第1項」を削る。

第9条第4号中「職業」を「安定した職業」に改める。

第10条第3項中「次の各号に掲げる失業手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第5項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市失業手当支給規則第9条（第4号に係る部分に限り、第10条の2において準用する場合を含む。）の規定は、退職した職員であってこの規則の施行の日以後に同号に該当する者となった者について適用し、退職した職員であって同日前にこの規則による改正前の横浜市失業手当支給規則第9条第4号に該当する者となった者に対する就業促進手当に相当する失業手当の支給については、なお従前の例による。

横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 15 号

横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則

横浜市被服貸与規則（平成 12 年 3 月横浜市規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「市民局」の次に「、にぎわいスポーツ文化局」を、「健康福祉局」の次に「、医療局」を加え、同表 3 の項を次のように改める。

3	削除				
---	----	--	--	--	--

別表 5 の項中

「

外勤ブレザー	1	3	外勤ブレザーと作業服夏は、どちらかを選択する。
作業服夏	1	3	
白衣	1	3	

」

を

「

作業服夏	1	3	
白衣	1	3	

」

に改め、同表 6 の項中

「

外勤ブレザー	1	3	外勤ブレザーと作業服夏は、どちらかを選択する。
作業服夏	1	3	
白衣	2	2	

」

を

「

作業服夏	1	3	
白衣	2	2	

」

に改め、同表 9 の項中

「

看護衣	2	1
予防衣	2	1

看護靴	1	1
-----	---	---

」

を

「

白衣	4	1
看護靴	1	1

」

に改め、同表 18 の項中

「

外勤ブレザー	1	3	外勤ブレザーと作業服夏は、どちらかを選択する。
作業服夏	1	3	

」

を

「

作業服夏	1	3	
------	---	---	--

」

に改め、同表 20 の項中

「

守衛服	夏	1
	冬	1

」

を

「

守衛服	夏	2
	冬	1

」

に改め、同表 26 の項から 29 の項までを次のように改める。

26	削除				
27	削除				
28	区役所に勤務する保健師、助産師、看護師及び栄養士	訪問用作業衣ズボン	1	4	
		訪問用作業衣上衣	1	2	
		作業用エプロン	1	2	

29	区役所に勤務する歯科衛生士	訪問用作業衣	1	4	
		ズボン	1	4	
		訪問用作業衣 上衣	1	2	
		作業用エプロン 白衣	1	2	

別表 32 の項を次のように改める。

32	脱炭素・GR EEN × EXPO 推進局上瀬谷整備事務所に勤務し、作業現場に常時外勤する者	作業服	夏	1	1	
			冬	1	1	
		作業帽	1	1		
		安全靴	1	1		

別表 37 の項中「ゴム半長靴」を「厨房靴」に改め、同表 38 の項中「保育士」の次に「（保育所に勤務する保育士を除く。）」を加え、同表 39 の項を次のように改める。

39	保育所に勤務する保育士	保育・指導員服ズボン	夏	1	2	
			冬	1	2	

別表 49 の項中「耐水サンダル」を「厨房靴」に改め、同表 54 の項中「ゴム半長靴」を「ゴム長靴」に改め、同表 56 の項中「ゴム手袋」を「ゴム長手袋」に改め、同表 63 の項中「

作業服	夏	2	1
	冬	1	1
作業帽		1	1
雨作業衣		1	3
皮手袋		6	1
ビニール手袋		2	1
安全靴		1	1

」

を
「

作業服	夏	2	1
	冬	1	1
作業帽		1	1

雨作業衣	1	3
皮手袋	6	1
ビニール手袋	2	1
ゴム引き手袋	2	1
安全靴	1	1

」

に改め、同表 75 の項中

「

作業服	夏	1	1	
	冬	1	1	
作業帽		1	2	
安全靴		1	3	

」

を

「

作業服	夏	1	1	ファン取付用ベスト、ファン及びバッテリー（以下「ファン取付用ベスト等」という。）は、常時屋外で作業に従事する者に限り貸与する。
	冬	1	1	
ファン取付用ベスト		1	2	
ファンバッテリー		1	4	
作業帽		1	2	
安全靴		1	3	

」

に改め、同表 76 の項中

「

作業服	夏	1	1	白衣は、分析業務に従事する者に限り貸与する。
	冬	1	1	
白衣		1	1	
作業帽		1	2	
運動靴		1	1	
ゴム半長靴		1	1	

」

を

「

作業服	{	夏	1	1	1	ファン取付用ベスト等は、常時屋外で作業に従事する者に限り貸与する。
		冬	1	1		
ファン取付用ベスト			1	2		
ファン			1	4		
バッテリー			1	4		
白衣			1	1		
作業帽			1	2	2	白衣は、分析業務に従事する者に限り貸与する。
運動靴			1	1		
ゴム半長靴			1	1		

」

に改め、同表 77 の項中

「

作業服	{	夏	1	1	
		冬	1	1	
作業帽			1	1	
手甲			2	1	
軽装地下足袋			3	1	

」

を

「

作業服	{	夏	1	1	ファン取付用ベスト等は、常時屋外で作業に従事する者に限り貸与する。
		冬	1	1	
ファン取付用ベスト			1	2	
ファン			1	4	
バッテリー			1	4	
作業帽			1	1	
手甲			2	1	
運動靴			2	1	
軽装地下足袋			3	1	

」

に改め、同表 78 の項中

「

作業服	{	夏	1	1	
		冬	1	1	
白衣			2	1	

作業帽	1	2	
皮手袋	2	1	
ゴム半長靴	1	1	

を

「

作業服	{ 夏 冬	1	1	ファン取付用ベスト等は、常時屋外で作業に従事する者に限り貸与する。
		1	1	
ファン取付用ベスト		1	2	
ファン		1	4	
バッテリー		1	4	
白衣		2	1	
作業帽		1	2	
皮手袋		2	1	
ゴム半長靴		1	1	

に改め、同表 79 の項中

「

作業服	{ 夏 冬	1	1	
		1	1	
作業帽		1	1	
皮手袋		2	1	
ゴム半長靴		1	1	

を

「

作業服	{ 夏 冬	1	1	ファン取付用ベスト等は、常時屋外で作業に従事する者に限り貸与する。
		1	1	
ファン取付用ベスト		1	2	
ファン		1	4	
バッテリー		1	4	
作業帽		1	1	
皮手袋		2	1	
ゴム半長靴		1	1	

に改め、同表 89 の項中

「

作業服	}	夏	1	1	安全靴と手 甲及び軽装地 下足袋は、ど ちらかを選択 する。
		冬	1	1	
作業服	ズボン		1	1	
夏 作業帽			2	1	
安全靴			1	1	
手甲			2	1	
軽装地 下足袋			3	1	

」

を
「

作業服	}	夏	1	1	1 ファン取 付用ベスト 等は、常時 屋外で作業 に従事する 者に限り貸 与する。 2 安全靴と 手甲及び軽 装地下足袋 は、どちら かを選択す る。
		冬	1	1	
ファン取 付用		1	2		
ベスト					
ファン		1	4		
バッテリー		1	4		
作業服	ズボン		1	1	
夏 作業帽			2	1	
安全靴			1	1	
運動靴			2	1	
手甲			2	1	
軽装地 下足袋			3	1	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 16 号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月横浜市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号イ中「別表第 2 の 4 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に改め、同条第 16 号ア中(ウ)を削り、(エ)を(ウ)とし、同号ア(オ)中「イ(エ)」を「イ(オ)」に改め、同号ア(オ)を同号ア(エ)とし、同号ア(カ)から(コ)までを同号ア(オ)から(ケ)までとし、同条第 21 号ア中「第 157 条第 1 号から第 5 号まで」を「第 157 条第 5 号から第 9 号まで」に改め、同号ア(ア)中「第 157 条第 1 号イ」を「第 157 条第 5 号イ」に改め、同号イ中「第 157 条第 7 号から第 12 号まで」を「第 157 条第 11 号から第 16 号まで」に改め、同号イ(ア)中「第 157 条第 7 号イ」を「第 157 条第 11 号イ」に改め、同号ウ中「第 157 条第 14 号」を「第 157 条第 18 号」に改め、同条第 23 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 21 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則及び区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 17 号

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則及び区長委任規則の一部を改正する規則

(横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成 17 年 2 月横浜市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

(区長委任規則の一部改正)

第 2 条 区長委任規則(平成 6 年 7 月横浜市規則第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 7 項第 5 号の 3 中「第 18 条の 2 第 3 項」を「第 18 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第18号

横浜市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市勤労者福祉共済条例施行規則（昭和45年5月横浜市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「横浜市勤労者福祉共済加入申込書（第1号様式）に横浜市勤労者福祉共済被共済者名簿（第2号様式）」を「事業所の名称、所在地及び代表者の氏名その他市長が必要と認める事項を記載した申込書に、新たに被共済者となる従業員（事業主等を含む。）の氏名、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載した名簿（以下「名簿」という。）」に改める。

第3条中「横浜市勤労者福祉共済加入承諾書（第3号様式）」を「その旨を記載した書面」に、「（第4号様式）」を「（別記様式）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 被共済者は、亡失その他の事由により横浜市勤労者福祉共済被共済者証の再交付を受けようとするときは、再交付の申請書を市長に提出しなければならない。

第4条第1項中「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「横浜市勤労者福祉共済被共済者名簿」を「名簿」に改め、同条第2項中「横浜市勤労者福祉共済被共済者名簿」を「名簿」に改め、同条第3項中「横浜市勤労者福祉共済被共済者資格喪失届出書（第5号様式）」を「当該被共済者の氏名、被共済者資格を喪失した理由その他市長が必要と認める事項を記載した届出書」に改め、同条第4項中「横浜市勤労者福祉共済被共済者資格喪失受理書（第6号様式）」を「その旨を記載した書面」に改める。

第6条第1項中「横浜市勤労者福祉共済脱退申出書（第7号様式）」に横浜市勤労者福祉共済脱退同意書（第8号様式）」を「事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、脱退する理由その他市長が必要と認める事項を記載した申出書に条例第6条第1項の脱退同意書」に改め、同条第2項中「横浜市勤労者福祉共済脱退承諾書（第9号様式）」を「その旨を記載した書面」に改め、同条第3項中「横浜市勤労者福祉共済脱退決定通知書（第10号様式）」により、「その旨を」を「その旨を記載した書面により」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(4) その他市長が必要と認める事項

第8条中「横浜市勤労者福祉共済給付金等申請書（第11号様式）」

」を「事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、給付を受ける被共済者の氏名、給付の種類その他市長が必要と認める事項を記載した申請書」に改める。

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「表」を削り、同様式を別記様式とする。

第5号様式から第11号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市勤労者福祉共済条例施行規則第4号様式による横浜市勤労者福祉共済被共済者証は、この規則による改正後の横浜市勤労者福祉共済条例施行規則別記様式による横浜市勤労者福祉共済被共済者証とみなす。

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 19 号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「 65,130 円」を「 69,850 円」に、「 58,620 円」を「 62,870 円」に、「 80,290 円」を「 86,110 円」に、「 73,760 円」を「 79,110 円」に、「 137,180 円」を「 147,130 円」に、「 130,680 円」を「 140,160 円」に、「 223,980 円」を「 240,240 円」に、「 217,480 円」を「 233,260 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則別表第 1 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に行った子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び同法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育に要する費用の額の算定から適用する。

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る
。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 20 号

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 (平 成 19 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 31 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 26 項 第 1 号 中 「 相 談 指 導 等 」 を 「 相 談 及 び 援 助 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 21 号

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成 4 年 3 月横浜市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 22 号

横浜市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「排水設備指定工事店／指定／指定更新／申請書（第 1 号様式）」を「神奈川県内の営業所の所在地、商号又は名称その他市長が必要と認める事項を記載した申請書」に改め、同条第 2 項第 1 号中「及び次条第 4 号アに該当しないことを証する書類」を削り、同項第 2 号中「、定款又は寄附行為の写し及び代表者に係る前号に掲げる書類」を削る。

第 3 条第 4 号イ中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 3 項」に改め、同号オ中「代表者その他の役員のうち」を「代表者が」に、「がある」を「である」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 号様式。」を削り、同条第 3 項第 2 号中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項又は第 3 項」に改め、同条第 4 項中「排水設備指定工事店証再交付申請書（第 3 号様式）を市長に提出し」を「工事店証の再交付を市長に申請し」に改める。

第 8 条第 1 項中「、排水設備指定工事店異動届出書（第 4 号様式）により」を削り、同条第 2 項中「又は休止した」を「休止し、又は休止した営業を再開した」に改め、「、排水設備指定工事店／廃止／休止／届出書（第 5 号様式）により」を削る。

第 9 条第 1 項中「同条第 2 項」の次に「の規定により営業を廃止し、又は休止する旨」を加え、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により工事店の指定の効力を停止した場合において、前条第 2 項の規定により休止した営業を再開した旨の届出があったときは、その停止を解除するものとする。

第 1 号様式から第 5 号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 23 号

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成 5 年 2 月横浜市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「取扱廃棄物の種類、」を削り、「前項に掲げるもの」を「取扱廃棄物の種類」に改め、同項を同条とする。

第 25 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 23 条第 2 項」を「第 23 条」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 30 条第 3 項中「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改める。

第 31 条第 2 項中「に規定する事業実績総括報告書を提出するとともに」を「の書面の提出に併せて」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「前項に規定する事業実績報告書により」を「、書面をもって、」に、「同項」を「前項」に改める。

第 41 条中「第 19 条の 3」の次に「（法第 17 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 42 条中「法第 19 条の 4」の次に「（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第 19 条の 6」を「（法第 17 条の 2 第 3 項及び第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）」、第 19 条の 6 又は第 19 条の 11」に改める。

第 18 号様式裏面中「汚泥・し尿・浄化槽汚泥」を「浄化槽汚泥その他これに類するもの」に、

「

	合計台数	
	積載重量計容量	

を

「

に、

「

収集量 (t/月)	
-----------	--

」

を
「

収集量 (月)	トン・キロリットル
---------	-----------

」

に改める。

第 26 号様式及び第 27 号様式中「許可しました
」を「許可しました (許可番号第 号)」に
改める。

第 47 号様式中「第 19 条の 3」を「」に改める。

第 48 号様式備考を同様式備考 2 とし、同様式備考に 1 として次の
ように加える。

1 措置命令の内容に応じ、不要の文字を削除することができる
。

附 則

(施行 期 日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物
等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作
成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用する
ことができる。

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 24 号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「第 22 条第 4 号」を「第 22 条第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 25 号

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則等の一部を改正する規則

(横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則の一部改正)

第 1 条 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則(平成 23 年 8 月横浜市規則第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 15 号様式中

「

宅地造成工事規制区域	内・外	風致地区	内・外
------------	-----	------	-----

」

を

「

風致地区	内・外	
------	-----	--

」

に改める。

(横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第 2 条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成 23 年 6 月横浜市規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 10 の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項の」を「第 12 条第 1 項の」に、「第 11 条」を「第 15 条第 1 項」に、「旧宅造法」を「盛土規制法」に改め、同表の 13 の項から 15 の項までの規定中「旧宅造法」を「盛土規制法」に改める。

(租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の一部改正)

第 3 条 租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則(昭和 49 年 7 月横浜市規則第 87 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式注意 1 中「には」の次に「、宅地造成及び特定盛土等規制法による許可」を加える。

(横浜市地域まちづくり推進条例施行規則の一部改正)

第 4 条 横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成 17 年 9 月横浜市規則第 113 号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「規定する宅地造成」の次に「又は同条第3号に規定する特定盛土等（宅地（同条第1号に規定する宅地をいう。））において行うものに限る。」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則及び第3条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 26 号

横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第 1 条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成 23 年 6 月横浜市規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 15 の項中「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に改める。

(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則(平成 16 年 4 月横浜市規則第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている第 2 条の規定による改正前の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第 3 号様式による斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証は、第 2 条の規定による改正後の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則第 3 号様式による斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認済証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 27 号

横浜市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市港湾施設条例施行規則（平成 31 年 2 月横浜市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 市長が告示する港湾施設（特に認めた場所を除く。）において喫煙（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 28 条第 2 号に規定する喫煙をいう。）をする行為

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第28号

横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則

(横浜市火災予防規則の一部改正)

第1条 横浜市火災予防規則(昭和49年3月横浜市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第34条の2中「への掲示」の次に「及びウェブサイトへの掲載」を加える。

(横浜市危険物規制規則の一部改正)

第2条 横浜市危険物規制規則(昭和59年3月横浜市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第19条の2中「への掲示」の次に「及びウェブサイトへの掲載」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横 浜 市 会 計 室 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 29 号

横 浜 市 会 計 室 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 会 計 室 規 則 （ 平 成 19 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 3 条 審 査 課 の 項 中 第 1 号 を 削 り 、 第 2 号 を 第 1 号 と し 、 第 3 号
を 第 2 号 と し 、 第 4 号 を 削 り 、 第 5 号 を 第 3 号 と す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第30号

横浜市会計規則の一部を改正する規則

横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「次に掲げる」を「共通物品に係る」に改め、同項各号を削る。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費の会計室との間における更正の方法は、別に定める。

- (1) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払う経費
- (2) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う経費
- (3) 日本放送協会に対し支払う受信料

第20条第2項第3号中「第243条の2第1項」を「第243条の2第2項」に改める。

第23条第1項中「納期限の定めのあるものは遅くとも納期限の10日前までに、随時の収入はその都度」を削る。

第45条第1項中「前渡金受払簿を備えて」を「受払状況を前渡金受払簿に記載し、」に改める。

第75条の見出しを「（公金の徴収等の委託に係る通知）」に改め、同条中「指定公金事務取扱者の指定をした」を「法第243条の2第1項の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を委託した」に改める。

第76条中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 来庁者用複合機等の使用に係る収入
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第31号

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則（令和元年12月横浜市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「並びに基準適合認定建築物の認定申請」を削り、同号ツ中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「基づく宅地造成」の次に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加え、「及び変更許可申請」を「、変更許可申請及び検査申請」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 横浜市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年12月横浜市条例第54号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）第2条第149号の2に規定する手数料の徴収については、この規則による改正前の手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則第2条第1号ツの規定は、なおその効力を有する。

横 浜 市 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 等 の 指 定 等 に 関 す る 規 則 を 廃 止 す
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 32 号

横 浜 市 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 等 の 指 定 等 に 関 す る 規 則
を 廃 止 す る 規 則

横 浜 市 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 等 の 指 定 等 に 関 す る 規 則 (平 成 24
年 3 月 横 浜 市 規 則 第 34 号) は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告 示


横 浜 市 告 示 第 95 号

公 印 の 廃 止

次 の と お り 公 印 を 廃 止 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 久 保 山 齋 場 長 印	令 和 7 年 4 月 1 日	 (方 21 ミ リ メ ー ト ル)

横浜市告示第 96 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和 2 年 1 月横浜市告示第 23 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 7 年 2 月 6 日	特定非営利活動法人横浜メ ンタルサービ スネットワー ク	港南区笹下一丁 目 7 番 6 号	(新) 令和元年 11 月 20 日 から令和 11 年 11 月 19 日まで
			(旧) 令和元年 11 月 20 日 から令和 6 年 11 月 19 日まで

横浜市告示第 97 号

幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置
認可・確認

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 6 項の規定により、幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 7 年 4 月 1 日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	認定こども園 育和幼稚園
設置者	学校法人 聖ヶ丘学園
所在地	横浜市保土ヶ谷区常盤台 77 番 37 号

横浜市告示第 98 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
今井・境木市民の森	保土ヶ谷区今井町 1,416 番の 1、1,416 番の 4 から 1,416 番の 6 まで、1,417 番の 6、1,417 番の 9、1,417 番の 12、1,417 番の 13、1,418 番の 1、1,418 番の 4、1,418 番の 16 及び 1,418 番の 17	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
南本宿市民の森	旭区南本宿町 129 番の 3 から 129 番の 5 まで、137 番の 8、137 番の 13、156 番の 7、160 番の 2 の一部、160 番の 4 の一部、160 番の 5、162 番の 2、162 番の 19 から 162 番の 23 まで	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
峯市民の森	磯子区峰町 315 番の一部、316 番の 1 の一部、316 番の 2、317 番の 1、317 番の 4 の一部、321 番から 324 番まで、325 番の 1、325 番の 3 から 325 番の 6 まで、325 番の 7 の一部、326 番の口、327 番、328 番の 1、328 番の 2、329 番、330 番、351 番、372 番の 1、373 番の 1、373 番の 2、376 番の一部、377 番の 1、377 番の 4、377 番の口、378 番の 1、379 番、380 番、385 番、423 番から 428 番まで、429 番のイー 1、429 番のイー 2、429 番の口	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

	<p>、 431 番のイ、 431 番のロ、 432 番の 1 から 432 番の 3 まで、 442 番、 443 番、 460 番、 461 番、 463 番、 464 番、 465 番の 1、 465 番の 2、 465 番のロ、 484 番、 486 番、 487 番のロ、 576 番から 578 番まで、 583 番、 586 番、 587 番のイ、 587 番のロ、 593 番のイ、 593 番のロ、 594 番の 1、 598 番のイ、 599 番の 2、 600 番の 2、 601 番、 603 番の 1、 605 番から 607 番まで、 609 番の 1 から 609 番の 3 まで、 610 番から 613 番まで</p>	
<p>寺家ふるさとの森</p>	<p>青葉区寺家町 685 番、 846 番の 1、 850 番、 851 番の 1、 851 番の 2、 852 番の 1、 853 番の 1、 862 番の 1、 870 番の 1、 871 番、 872 番の 1 の一部、 880 番の一部、 881 番の 1、 950 番の 1、 950 番の 12、 951 番の 1、 951 番の 2、 953 番の 2、 953 番の 5、 981 番、 982 番の 1、 982 番の 4、 991 番の 1、 991 番の 2、 992 番の 2 及び 993 番</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで</p>

横浜市告示第 99 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
境木ふれあいの樹林	保土ヶ谷区境木本町 23 4 番の 2、234 番の 3、237 番、238 番の 41、244 番の 9、244 番の 34、244 番の 36、244 番の 38 及び 245 番の 2	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
鶴ヶ峰ふれあいの樹林	旭区鶴ヶ峰一丁目 92 番、93 番の 1、94 番の 1、94 番の 2、95 番の 13、95 番の 18 及び 95 番の 26	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
もえぎ野ふれあいの樹林	青葉区もえぎ野 17 番の 2	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで
鯉ヶ久保ふれあいの樹林	泉区中田南一丁目 1,342 番の 1 及び 1,376 番の 1 の一部	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 100 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
舞岡ふるさとの森	戸塚区舞岡町 1,050 番の 1 から 1,050 番の 3 まで	令和 6 年 12 月 5 日から
瀬谷市民の森	瀬谷区瀬谷町 5,632 番の 5	令和 7 年 1 月 22 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
	瀬谷区瀬谷町 5,467 番の 7 及び 5,467 番の 8	令和 7 年 1 月 24 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
	瀬谷区瀬谷町 5,467 番の 3 及び 5,467 番の 4	令和 7 年 2 月 20 日から
新治市民の森	緑区新治町 899 番の 1 から 899 番の 3 まで及び 900 番	令和 7 年 2 月 25 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 101 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方 式	下水を公共下水道に流入させなければなら ない区域	供用開始 年月日
合流式	港北区篠原町及び師岡町の各一部	令和 7 年 3 月 25 日
分流式	神奈川区三枚町及び羽沢南二丁目の各一部 保土ヶ谷区川島町の一部 旭区四季美台、鶴ヶ峰一丁目及び南本宿 町の一部 港北区岸根町及び小机町の各一部 青葉区市ヶ尾町及び鉄町の各一部 戸塚区小雀町及び平戸五丁目の各一部 栄区鍛冶ヶ谷一丁目の一部 泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘 二丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯 田町、白百合三丁目、新橋町、中田北一丁 目及び西が岡一丁目の各一部 瀬谷区阿久和東一丁目及び阿久和東二丁 目の各一部	

横浜市告示第 102 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局北水再生センター	鶴見区元宮二丁目 6 番 1 号	港北区師岡町の一部	令和 7 年 3 月 25 日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千代町 1 丁目 1 番地	保土ヶ谷区川島町の一部	
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	神奈川区三枚町及び羽沢南二丁目の各一部 港北区岸根町、小机町及び篠原町の各一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区四季美台、鶴ヶ峰一丁目及び南本宿町の各一部 青葉区市ヶ尾町及び鉄町の各一部	
横浜市下水道河川局西水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	泉区和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉町、上飯田町、下飯田町及び中田北一丁目の各一部	
横浜市下水道河川局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目 5 番 1 号	戸塚区小雀町の一部 栄区鍛冶ヶ谷一丁目の一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	戸塚区平戸五丁目の一部 泉区池の谷、岡津町、白百合三丁目、新橋町及び西が岡一丁目の各一部 瀬谷区阿久和東一丁目及び阿久和東二丁目の各一部	

横 浜 市 告 示 第 103 号

建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 15 条
第 1 項 の 規 定 に よ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判
定 の 業 務 の 委 任 の 一 部 改 正

建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 15 条 第 1 項 の
規 定 に よ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 業 務 の 委 任 (平
成 29 年 4 月 横 浜 市 告 示 第 203 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和
7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

件 名 及 び 告 示 文 中 の 「 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す
る 法 律 」 を 「 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 」
に、 「 第 15 条 第 1 項 」 を 「 第 14 条 第 1 項 」 に 改 め る。 告 示 文 中 の 「
第 12 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 13 条 第 2 項 及 び 第 3 項 」 を 「 第 11
条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 12 条 第 2 項 及 び 第 3 項 」 に 改 め る。

横 浜 市 告 示 第 104 号

電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 の 指 定

電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平 成 7 年 法 律 第 39 号)
 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 を 指 定
 し た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間
市 道	目 黒 第 153 号 線	瀬 谷 区 瀬 谷 町 5,660 番 地 内 から
		同 区 同 町 5,704 番 地 内 まで
市 道	深 見 第 229 号 線	瀬 谷 区 瀬 谷 町 6,082 番 地 内 から
		同 区 同 町 7,449 番 の 5 地 内 まで

横浜市告示第 105 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和 7 年 3 月 27 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
末吉橋 第 315 号線	鶴見区上末吉二丁目 1,265 番の 2 地内から 同 区矢向一丁目 1,385 番地先まで	8.80	114.00
末吉橋 第 316 号線	鶴見区矢向一丁目 1,464 番地内から 同 区同 1,383 番の 2 地内まで	5.11 ないし 14.57	88.63
末吉橋 第 317 号線	鶴見区上末吉二丁目 1,264 番の 2 地内から 同 区同 1,357 番の 17 地先まで	3.97 ないし 13.66	132.98

横 浜 市 告 示 第 106 号

自 転 車 及 び 歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 48 条 の 13 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の 道 路 を 自 転 車 及 び 歩 行 者 専 用 道 路 に 指 定 す る。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 指 定 の 期 日

令 和 7 年 3 月 27 日

2 路 線 名 等

路 線 名
末吉橋 第 315 号線
末吉橋 第 316 号線
末吉橋 第 317 号線

横浜市告示第 107 号

横浜市港湾施設条例施行規則第 24 条第 8 号の規定に基づ
く港湾施設の告示

横浜市港湾施設条例施行規則（平成 31 年 2 月規則第 6 号）第 24 条
第 8 号の規定に基づき市長が告示する港湾施設を次のとおり定め、
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 旅客施設

施 設	位 置
大さん橋国際客船ターミナルの うち屋上広場	中区海岸通 大さん橋ふ頭

2 港湾環境整備施設

施 設	位 置
末広緑地	鶴見区末広町 1 丁目
末広水際線プロムナード	同
大黒ふ頭中央緑地	鶴見区大黒ふ頭
同 東緑地	同
同 西緑地	同
同 先端緑地	同
同 緑地	同
大黒海づり施設	同
出田町ふ頭緑地	神奈川区出田町
国際交流ゾーン	西区みなとみらい一丁目
臨港パーク	同
日本丸メモリアルパーク	西区みなとみらい二丁目
赤レンガパーク	中区新港一丁目
新港中央公園	同
運河パーク	中区新港二丁目
新港パーク	同
ハンマーヘッドパーク	同
自動車道	中区新港二丁目ほか
山下臨港線プロムナード	中区海岸通
象の鼻パーク	同
山下ふ頭緑地	中区山下町
本牧ふ頭緑地	中区本牧ふ頭
横浜港シンボルタワー	同
本牧海づり施設	同
本牧漁港港湾環境整備施設	中区本牧ふ頭ほか
磯子海づり施設	磯子区新磯子町
金沢白帆緑地	金沢区白帆
金沢木材ふ頭緑地	金沢区幸浦一丁目
金沢水際線緑地	金沢区福浦一丁目ほか
金沢福浦地区緑地	同
富岡漁港港湾環境整備施設	金沢区幸浦二丁目

柴 漁 港 港 湾 環 境 整 備 施 設	金 沢 区 柴 町
金 沢 漁 港 港 湾 環 境 整 備 施 設	金 沢 区 海 の 公 園 ほ か
八 景 島 緑 地	金 沢 区 八 景 島

※ 上 記 表 中 に 掲 げ る 施 設 は 、 屋 外 施 設 の み を 対 象 と す る 。

3 港 湾 施 設 用 地 ・ ふ 頭 用 地

施 設	位 置
大 さ ん 橋 ふ 頭 の 一 部	中 区 海 岸 通 大 さ ん 橋 ふ 頭
本 牧 ふ 頭 Ⅱ の 一 部	中 区 本 牧 ふ 頭
磯 子 地 区 の 一 部	磯 子 区 杉 田 五 丁 目

※ 上 記 表 中 に 掲 げ る 施 設 は 、 別 図 の と お り と し 、 横 浜 市 港 湾 局 港 湾 管 理 部 港 湾 管 財 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

別 図 (省 略)

横浜市告示第 108 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

第 2 項第 2 号の表中

「

金沢地先埋立 2 号地 護岸	金沢区幸浦二丁目	438
-------------------	----------	-----

」

を

「

金沢地先埋立 2 号地 護岸	金沢区幸浦二丁目	792
-------------------	----------	-----

」

に改める。

第 11 項の表中

「

金沢地区	同	276,027
------	---	---------

」

を

「

金沢地区	同	283,514
------	---	---------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 154 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 7 年 3 月 14 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
都 筑 区 中 川 西 保 育 園	技 能 職 員	浅 見 和 子	減 給 (平 均 賃 金 の 1 日 分 の 半 額)

横浜市公告第 155 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 7 年 3 月 14 日懲戒処分に付した

。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
みどり環境局 公園緑地部公 園緑地事業課	技術職員	阿久津 祐 司	減給 10 分の 1 2 箇月

横浜市公告第 156 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜綱島 8953 ビル

港北区綱島西二丁目 8 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 U F J 信託銀行株式会社

支配人 岡本泰典

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱 U F J 信託銀行株式会社 代表取締役 岡内欣也 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号	三菱 U F J 信託銀行株式会社 支配人 岡本泰典 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(4) 変更の年月日

令和 3 年 4 月 9 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 157 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ横浜師岡店
港北区師岡町 636 番地の 2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーズホールディングス
代表取締役 吉原祐二
茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ケーズデンキ港北師岡店 港北区師岡町 636 番地の 2	ケーズデンキ横浜師岡店 港北区師岡町 636 番地の 2
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 吉原祐二 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 吉原祐二 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号

- (4) 変更の年月日
令和 6 年 12 月 5 日 ほか
 - (5) 変更した理由
大規模小売店舗の名称が確定したため ほか
- 2 届出年月日
令和 7 年 3 月 3 日
- 3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 158 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴨志田ショッピングプラザ
青葉区鴨志田町 539 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社新都市ライフホールディングス
代表取締役 田中伸和
東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田 滝 人 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号	株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和 東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	有限会社タイムストア 代表取締役 岡崎 光 子 青葉区鴨志田町 539 番地の 2 ほか 1 者	株式会社 T A K U S E L 代表取締役 巻 田 正 代 青葉区鴨志田町 566 番地の 8 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 7 月 3 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和 7 年 3 月 3 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 159 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

W・A・O こどものくにショッピングセンター
青葉区奈良一丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社新都市ライフホールディングス
代表取締役 田中伸和
東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田 滝 人 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号	株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田 中 伸 和 東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社田原屋 代表取締役 田 熊 太 郎 川崎市幸区堀川町 58 0 番地 ほか 5 者	株式会社田原屋 代表取締役 甲 斐 直 裕 川崎市幸区堀川町 58 0 番地 ほか 4 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 7 月 3 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のためほか

2 届出年月日

令和 7 年 3 月 3 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 160 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地
横 浜 綱 島 8953 ビル
港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 8 番 1 号
- 2 大 規 模 小 売 店 舗 を 廃 止 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社
支 配 人 岡 本 泰 典
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 5 号
- 3 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 前 の 店 舗 面 積 の 合 計
10,316 m²
- 4 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 後 の 店 舗 面 積 の 合 計
0 m²
- 5 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 店 舗 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 と な る 日
令 和 6 年 8 月 18 日
- 6 変 更 す る 理 由
小 売 店 舗 の 閉 店 の た め
- 7 届 出 年 月 日
令 和 7 年 2 月 28 日

横浜市公告第 161 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
リーフみなとみらい
西区みなとみらい四丁目 6 番 5 号
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
代表取締役 長 島 巖
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
22,720 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
354 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
令和 7 年 3 月 5 日
- 6 変更する理由
小売店舗の一部閉店のため
- 7 届出年月日
令和 7 年 3 月 4 日

横 浜 市 公 告 第 162 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
西 戸 部 町 二 丁 目 第 二 公 園	西 区 西 戸 部 町 二 丁 目 14 番 の 1 ほか	別 図 の と お り	1,494 m ²	す べ り 台 砂 場 水 飲 み	令 和 7 年 3 月 31 日
中 尾 町 か が や き 公 園	旭 区 中 尾 一 丁 目 51 番 の 15	別 図 の と お り	2,537 m ²	ベ ン チ 、 水 飲 み ト イ レ	令 和 7 年 3 月 27 日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 163 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
北寺尾七丁目緑地	鶴見区北寺尾七丁目 44 番 1 ほか	別図のとおり	13,700 m ²	4,089 m ²	令和 7 年 4 月 1 日
陣ヶ下溪谷公園	保土ヶ谷区川島町 1,51 3 番の 1 ほか	別図のとおり	37,908 m ²	34,387 m ²	令和 7 年 4 月 1 日
岡津町ふれあい公園	泉区岡津町 2,623 番ほか	別図のとおり	4,682 m ²	3,491 m ²	令和 7 年 4 月 1 日
舞岡八幡山しぜん公園	戸塚区舞岡町 284 番ほか	別図のとおり	10,037 m ²	5,050 m ²	令和 7 年 3 月 25 日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 164 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
帷 子 川 親 水 緑 道	旭 区 白 根 一 丁 目 1 番 ほ か	別 図 の と お り 15,359 m ² の う ち 3,316 m ²	立 入 禁 止	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で

別 図 (省 略)

横浜市公告第 165 号

地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき地域計画を定めたため、同条第 8 項の規定に基づき次のとおり当該地域計画を縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市みどり環境局農政部農政推進課

2 縦覧期間

令和 7 年 3 月 25 日から当該地域計画を変更したことの公告の日まで備え置くこととする。

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

（土日祝日を除く平日に限る。）

横浜市公告第 166 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
神奈川県恵比須町 3 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 167 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 狩 場 町 295 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 168 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
31 年 3 月 横 浜 市 公 告 第 181 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
旭 区 川 井 本 町 74 番 の 3 及 び 74 番 の 8 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
テ トラクロロエチレン、シスー 1, 2 - ジクロロエチレン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 169 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
6 年 12 月 横 浜 市 公 告 第 688 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
旭 区 川 井 本 町 74 番 の 3 及 び 74 番 の 8 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 170 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
磯子区新森町 1 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 171 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 4 年 12 月 6 日	30436	有限会社ウ ォーターワ ークスオブ ライフ	桑 山 順 也	(新)横須賀市長 瀬 2 丁目 4 番 2 号
				(旧)横須賀市長 瀬 2 丁目 4 番 23 号
令和 6 年 9 月 21 日	11313	大倉設備工 業株式会社	(新)津 田 康 紀 (旧)鈴 木 淳	鎌倉市雪ノ下 5 丁目 1 番 5 号
				(新)瀬谷区相沢 三丁目 2 番地 の 4
令和 7 年 2 月 1 日	30458	ユキ設備工 業	小 高 雪 子	(旧)瀬谷区瀬谷 四丁目 28 番地 の 9
				(新)西区みなと みらい二丁目 3 番 5 号
令和 6 年 12 月 7 日	10474	株式会社加 藤 組	浅 田 英 木	(旧)西区みなと みらい二丁目 2 番 1 号
				(新)西区みなと みらい二丁目 3 番 5 号

横 浜 市 公 告 第 172 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00939	中 台 工 業 株 式 会 社	横 須 賀 市 鴨 居 1 丁 目 13 番 1 号	令 和 7 年 2 月 5 日
11763	ウ ォ ー タ ー エ ッ ジ	相 模 原 市 南 区 大 野 台 4 丁 目 13 番 32 号	令 和 7 年 2 月 27 日
30550	池 谷 ホ ー ム 株 式 会 社	鶴 見 区 岸 谷 四 丁 目 3 番 17 号	令 和 7 年 2 月 25 日

横 浜 市 公 告 第 173 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、パ ー ク ヒ ル 上 大 岡 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 174 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、みすずが丘地区建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において
一般の縦覧に供する。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 175 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 8 月 25 日 第 2023 開 1808 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 加 賀 原 一 丁 目 41 番 の 7 、 41 番 の 38 か ら 41 番 の 43 番 ま で 及
び 41 番 の 49

横 浜 市 公 告 第 176 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 12 日 第 2023 開 1111 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 小 机 町 1,164 番 の 26 、 1,166 番 の 3 及 び 1,166 番 の 5 の
各 一 部 並 び に 1,166 番 の 16 か ら 1,166 番 の 31 ま で

横浜市公告第 177 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 12 月 26 日 第 2023 開 205 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県三枚町 266 番地の 6
株式会社三枚不動産
代表取締役 織 茂 誠 一
神奈川県三枚町 640 番地
株式会社宮武不動産
代表取締役 餅 田 公 子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川県三ツ沢西町 11 番の 5、12 番の 11、13 番の 18 の一部、36 番の 1 の一部、36 番の 12、36 番の 15、36 番の 22、38 番の一部及び 42 番の 1 の一部

横 浜 市 公 告 第 178 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 12 日 第 2023 開 104 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号
デ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 高 山 裕 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 諏 訪 坂 2,262 番 の 1 、 2,262 番 の 2 、 2,262 番 の 12 、 2,
262 番 の 14 か ら 2,262 番 の 16 ま で 、 2,262 番 の 18 か ら 2,262 番 の
20 ま で 及 び 2,262 番 の 22

横浜市公告第 179 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 6 年 3 月 6 日第 2023 開 108 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区南軽井沢 5 番地の 1
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 香山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区北寺尾七丁目 508 番の 20 の一部、508 番の 21 の一部、508 番の 23 の一部、1,244 番の 1、1,244 番の 3 の一部、1,244 番の 4 から 1,244 番の 6 まで、1,244 番の 7 の一部、1,249 番の 1、1,249 番の 2、1,250 番の 5、1,250 番の 15、1,250 番の 18 の一部、1,250 番の 19、1,250 番の 20 の一部、1,250 番の 21、1,250 番の 32、1,250 番の 33 及び 1,251 番の 1 の一部

横 浜 市 公 告 第 180 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 4 月 17 日 第 2024 開 1101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 金 港 町 6 番 地 の 6
株 式 会 社 I C S
代 表 取 締 役 池 永 辰 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 鳥 山 町 609 番 の 1 の 一 部 及 び 609 番 の 2

横浜市公告第 181 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 6 年 5 月 17 日 第 2024 開 1202 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区みなとみらい三丁目 7 番 1 号
積水ハウス株式会社横浜北シャーマゾン支店
支店長 角田隆幸
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区長津田四丁目 1,945 番の 1、1,945 番の 2、1,947 番の 1
及び 1,947 番の 2

横 浜 市 公 告 第 182 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 9 月 13 日 第 2024 開 1711 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 黒 須 田 16 番 の 13 及 び 16 番 の 64 から 16 番 の 70 ま で

横浜市公告第 183 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 7 ・ 6 号
- 2 指定年月日
令和 7 年 3 月 7 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
45.41 m
- 5 指定の場所
保土ヶ谷区川島町 823 番の 1 、 823 番の 4 及び 823 番の 10
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木賢広

横 浜 市 公 告 第 184 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 7 年 3 月 5 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
3.50 m
- 4 廃 止 の 場 所
港 北 区 篠 原 町 1,240 番 の 152 及 び 1,240 番 の 172 か ら 1,240 番
の 174 ま で
- 5 申 請 者 の 氏 名
和 興 開 発 株 式 会 社
代 表 取 締 役 千 葉 惠 右

横浜市公告第 185 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・91 号
- 2 廃止年月日
令和 7 年 3 月 7 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
51.40 m
- 5 廃止の場所
保土ヶ谷区法泉二丁目 194 番 37 地先から 235 番 71 地先まで

横 浜 市 公 告 第 186 号

地 域 ま ち づ ぐ り 組 織 の 認 定

横 浜 市 地 域 ま ち づ ぐ り 推 進 条 例 (平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ ぐ り 組 織 を 認 定 し た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ ぐ り 部 地 域 ま ち づ ぐ り 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 市 民 等 の 団 体 の 名 称
羽 沢 横 国 ま ち づ ぐ り 協 議 会
- 2 市 民 等 の 団 体 の 所 在 地
羽 沢 横 浜 国 大 駅 周 辺 地 域

横 浜 市 公 告 第 187 号

地 域 ま ち づ く り プ ラ ン の 認 定

横 浜 市 地 域 ま ち づ く り 推 進 条 例 (平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 4 号) 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 地 域 ま ち づ く り プ ラ ン を 認 定 し た 。 そ の 認 定 に 係 る 書 類 は 、 横 浜 市 都 市 整 備 局 地 域 ま ち づ く り 部 地 域 ま ち づ く り 課 に お い て 一 般 の 閲 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 地 域 ま ち づ く り プ ラ ン の 名 称
羽 沢 横 浜 国 大 駅 周 辺 地 域 ま ち づ く り プ ラ ン
- 2 地 域 ま ち づ く り 組 織
羽 沢 横 国 ま ち づ く り 協 議 会

横浜市公告第 188 号

第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可
 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 16 第 1 項の規定に
 基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を次のとおり認
 可した。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称
 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
 本部長 西野 健介
 株式会社大和地所
 代表取締役 押川 雅幸
 株式会社ケン・コーポレーション
 代表取締役 中川 堅悟
- 2 事業施行期間
 平成 19 年 7 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
 中区山下町 26 番の 4、47 番の 1、47 番の 2、48 番、49 番、51 番
 の 4、53 番から 55 番まで、56 番の 1、56 番の 4、56 番の 5、57 番
 の 1、57 番の 2、47 番の 1 西に接する公有地の一部、47 番の 1 東
 に接する公有地の一部、49 番に接する公有地の一部、55 番に接す
 る公有地の一部及び 57 番の 1 東に接する公有地の一部
- 4 第一種市街地再開発事業の名称
 横浜山下町地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地
 東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号
- 6 施行認可の年月日
 平成 19 年 7 月 17 日
- 7 変更内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	平成 19 年 7 月 17 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで	平成 19 年 7 月 17 日 から令和 12 年 3 月 31 日まで

- 8 事業計画変更の認可年月日
 令和 7 年 3 月 25 日

横浜市公告第189号

横浜山下町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、横浜山下町地区第一種市街地再開発事業の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

達

達 第 2 号

庁 中 一 般

横 浜 市 請 負 工 事 監 督 事 務 取 扱 規 程 (昭 和 41 年 10 月 達 第 35 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 15 条 第 3 項 中 「 第 12 条 の 規 定 に よ る 監 督 員 に よ る 指 示 の 方 法 に つ い て は 」 を 「 第 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 監 督 員 任 命 の 通 知 及 び 第 12 条 の 規 定 に よ り 監 督 員 が 行 う 指 示 に つ い て は 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 達 は、 令 和 7 年 3 月 26 日 から 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 この 達 に よ る 改 正 後 の 達 の 規 定 は、 本 達 の 施 行 の 日 以 後 に 行 わ れ た 公 告 そ の 他 の 契 約 の 申 込 み の 誘 引 に 係 る 契 約 に つ い て 適 用 し、 同 日 前 に 行 わ れ た 公 告 そ の 他 の 契 約 の 申 込 み の 誘 引 に 係 る 契 約 に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

達 第 3 号

庁 中 一 般

横 浜 市 松 風 学 園 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 す る 規 程 (昭 和 54 年 7 月 達 第 36 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 看 護 師 の 項 第 2 号 「 午 前 10 時 45 分 から 午 後 7 時 30 分 ま で 」 を 「 午 前 9 時 45 分 から 午 後 6 時 30 分 ま で 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

達 第 4 号

庁 中 一 般

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 規 程 (平 成 19 年 3 月 達 第 13 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 表 2 福 祉 保 健 セ ン タ ー の 表 高 齢 ・ 障 害 支 援 課 の 部 課 長
専 決 事 項 の 欄 第 2 号 中 「 第 33 条 第 7 項 」 を 「 第 33 条 第 9 項 」 に 、 第
4 号 中 「 第 33 条 の 7 第 5 項 」 を 「 第 33 条 の 6 第 5 項 」 に 、 第 5 号 中
「 第 38 条 の 2 第 1 項 及 び 第 2 項 」 を 「 第 38 条 の 2 第 1 項 」 に 、 第 6
号 中 「 相 談 指 導 等 」 を 「 相 談 及 び 援 助 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 5 号

庁 中 一 般

横 浜 市 公 園 緑 地 事 務 所 の 詰 所 職 員 の 勤 務 時 間 に 関 する 規 程 (平 成
5 年 9 月 達 第 24 号) は 、 令 和 7 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

区 告 示

南区告示第 1 号（令和 7 年 3 月 13 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、浦舟町西部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 13 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	高 木 正 隆 南区浦舟町 5 丁目 77 番地の 22	浜 村 延 明 南区浦舟町 5 丁目 76 番地

区 公 告

都 筑 区 公 告 第 28 号 (令 和 7 年 3 月 12 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 7 年 3 月 12 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 37 - 98 浜 横 浜	令 和 6 年 4 月 16 日
横 34 - 79 浜 横 浜	令 和 6 年 7 月 21 日

消 防 局

消 防 局 告 示 第 2 号

消 防 長 が 行 う 講 習 の 実 施 方 法 の 一 部 改 正

消 防 長 が 行 う 講 習 の 実 施 方 法 （ 平 成 21 年 6 月 安 全 管 理 局 告 示 第 3 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

第 3 項 中 「 公 示 」 を 「 案 内 」 に 、 「 及 び 消 防 出 張 所 に 掲 示 」 を 「 又 は 消 防 出 張 所 へ の 掲 示 、 本 市 ウ ェ ブ サ イ ト へ の 掲 載 等 に よ り 案 内 を 行 う こ と と 」 に 改 め る 。

水 道 局

横 浜 市 水 道 局 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 条 例
施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 山 岡 秀 一

水 道 局 規 程 第 1 号

横 浜 市 水 道 局 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関
す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 局 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 条 例
施 行 規 程 (平 成 17 年 2 月 水 道 局 規 程 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改
正 す る 。

別 表 中 「 第 2 条 第 15 項 」 を 「 第 2 条 第 16 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第2号

横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程等の一部を改正する規程

(横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正)

第1条 横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程(令和2年2月水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

〔採用された場合の兼業等の予定〕

あり(名称:) なし

※兼業等をする場合、別途許可申請が必要です。

」

を

「

〔採用された場合の兼業等の予定〕

あり(名称:) なし

※兼業等をする場合、別途届出が必要です。

※本市で他の非常勤職員として勤務している場合も、選択してください。

」

に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市水道局企業職員休暇規程の一部改正)

第2条 横浜市水道局企業職員休暇規程(平成4年3月水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護(」を「看護等(」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うこと」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止若しくは第20条の規定による学校の休業に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他管理者が別に定めるものへの参加をすること」に改める。

第7条第1項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

(横浜市水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第 3 条 横浜市水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規程(令和 2 年 3 月水道局規程第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条 第 2 項 第 2 号 中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に改め、「であって、6 月以上の任期が定められているもの」を削り、「看護(」を「看護等(」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「当該子に予防接種又は健康診断を受けさせること」を「必要な当該子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 19 条の規定による出席停止若しくは第 20 条の規定による学校の休業に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他管理者が別に定めるものへの参加をすること」に改め、同条第 4 項 中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第 16 条 中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

(横浜市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 4 条 横浜市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和 35 年 3 月水道局規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条 の 3 第 1 項 中「第 2 項」を「次項」に、「以降」を「以後」に改め、「とする。」の次に「ただし、30 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものにあつては、その月額は、28,000 円とする。」を加える。

第 28 条 の 3 第 2 項 中「以降」を「以後」に改める。

第 36 条 の 5 を削る。

別表第 1 及び別表第 2 の表中「給与月額」を「給料月額」に改める。

(横浜市水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部改正)

第 5 条 横浜市水道局企業職員の通勤手当に関する規程(昭和 41 年 10 月水道局規程第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条 の 2 第 3 項 中「支給される通勤手当」を「支給される給与」に、「当該通勤手当」を「当該給与」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、公布の日から施行し、第 1 条の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀 一

水道局規程第 3 号

横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の勤務時間等に関する規程（昭和 38 年 2 月水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表を次のように改める。

組別	勤務時間	休憩時間	半日単位の休暇を取得する場合の休憩時間
1 組	午前 7 時から午後 3 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
2 組	午前 7 時 15 分から午後 4 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午前 10 時 45 分から午前 11 時 45 分まで
3 組	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午前 11 時から午後 0 時まで
4 組	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午前 11 時 15 分から午後 0 時 15 分まで
5 組	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで
6 組	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午前 11 時 45 分から午後 0 時 45 分まで
7 組	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時 15 分まで
8 組	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで
9 組	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午後 0 時 45 分から午後 1 時 45 分まで
10 組	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 2 時まで
11 組	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午後 1 時 15 分から午後 2 時 15 分まで
12 組	午前 10 時から午後 6 時 45 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
13 組	午前 10 時 15 分から午後 7 時まで	午後 1 時 45 分から午後 2 時	午後 1 時 45 分から午後 2 時 45 分まで

			45 分まで		
14 組		午前 10 時 45 分から 午後 7 時 30 分まで	午後 2 時 15 分 から午後 3 時 15 分まで	午後 2 時 15 分から午後 3 時 15 分まで	
15 組		午前 11 時 15 分から 午後 8 時まで	午後 2 時 45 分 から午後 3 時 45 分まで	午後 2 時 45 分から午後 3 時 45 分まで	
16 組		午前 11 時 45 分から 午後 8 時 30 分まで	午後 3 時 15 分 から午後 4 時 15 分まで	午後 3 時 15 分から午後 4 時 15 分まで	
17 組		午後 0 時 15 分から 午後 9 時まで	午後 3 時 45 分 から午後 4 時 45 分まで	午後 3 時 45 分から午後 4 時 45 分まで	
18 組	(1)	ア	午前 7 時から 午後 5 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		イ	午前 7 時 30 分 から午後 6 時 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		ウ	午前 8 時から 午後 6 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		エ	午前 8 時 30 分 から午後 7 時 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		オ	午前 9 時から 午後 7 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		カ	午前 9 時 30 分 から午後 8 時 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		キ	午前 10 時から 午後 8 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
	(2)	ア	午前 8 時から 午後 3 時まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		イ	午前 8 時 30 分 から午後 3 時 30 分まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	

		ウ	午前 9 時から 午後 4 時まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		エ	午前 9 時 30 分 から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		オ	午前 10 時から 午後 5 時まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
19 組	(1)	ア	午前 7 時から 午後 6 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		イ	午前 7 時 30 分 から午後 7 時 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		ウ	午前 8 時から 午後 7 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		エ	午前 8 時 30 分 から午後 8 時 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		オ	午前 9 時から 午後 8 時 30 分 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		カ	午前 9 時 30 分 から午後 9 時 まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
	(2)	ア	午前 9 時から 午後 3 時まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		イ	午前 9 時 30 分 から午後 3 時 30 分まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	
		ウ	午前 10 時から 午後 4 時まで	午後 0 時から 午後 1 時まで	

附則第 3 項を削る。

附 則

(施行 期 日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準 備 行 為)

2 この規程の施行に関し必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

横 浜 市 水 道 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 山 岡 秀 一

水 道 局 規 程 第 4 号

横 浜 市 水 道 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 局 会 計 規 程 (昭 和 36 年 4 月 水 道 局 規 程 第 9 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 14 条 を 削 る 。

第 75 条 第 1 項 中 「 5 日 」 を 「 10 日 」 に 改 め る 。

第 79 条 第 1 項 中 「 5 日 」 を 「 10 日 」 に 改 め る 。

第 93 条 第 1 項 第 4 号 中 「 第 22 条 の 4 」 を 「 第 22 条 の 3 」 に 改 め る

。 第 115 条 第 3 項 中 「 た だ し 、 軽 易 な も の 及 び 管 理 者 が 特 に 認 め る
も の に つ い て は 、 立 会 い を 省 略 す る こ と が で き る 。 」 を 削 る 。

第 128 条 第 3 項 中 「 た な 卸 資 産 」 を 「 棚 卸 資 産 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

水道局告示第 2 号

横浜市水道局経営部情報システム課等の執務場所

横浜市水道局経営部情報システム課、配水部北部方面工事課、南部方面工事課、北部方面配水管理課、南部方面配水管理課、浄水部設備課、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場、水質課、施設部技術監理課、施設整備課及び工業用水課の執務場所を次のように定める。

横浜市水道局配水部北部方面工事課等の執務場所（平成 23 年 5 月水道局告示第 4 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

事業所	執務場所
経営部情報システム課	横浜市保土ヶ谷区
配水部北部方面工事課	横浜市港北区
配水部南部方面工事課	横浜市南区
配水部北部方面配水管理課	横浜市港北区
配水部南部方面配水管理課	横浜市南区
浄水部設備課	横浜市保土ヶ谷区
浄水部西谷浄水場	横浜市保土ヶ谷区
浄水部川井浄水場	横浜市旭区
浄水部小雀浄水場	横浜市戸塚区
浄水部水質課	横浜市保土ヶ谷区
施設部技術監理課	横浜市保土ヶ谷区
施設部施設整備課	横浜市保土ヶ谷区
施設部工業用水課	横浜市旭区

水道局告示第 3 号

横浜市水道局収納取扱金融機関の指定の一部改正

横浜市水道局収納取扱金融機関の指定（令和 6 年 3 月水道局告示第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

表中

「
株式会社あおぞら銀行
」

を
「
株式会社あおぞら銀行
株式会社イオン銀行
」

に、
「
株式会社東日本銀行
」

を
「
株式会社東日本銀行
PayPay 銀行株式会社
」

に改める。

交通局

横浜市交通局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
 条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市交通事業管理者
 交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 2 号

横浜市交通局行政手続等における情報通信の技術の利用
 に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市交通局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
 条例施行規程（平成 17 年 2 月交通局規程第 2 号）の一部を次のよう
 に改正する。

題名を次のように改める。

横浜市交通局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条
 例施行規程

第 1 条中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関
 する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
 条例」に、「第 3 条から第 6 条まで」を「第 4 条から第 8 条まで
 」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の」を削る。

第 2 条第 2 項第 2 号中「電子署名を行った者」を「申請等を行う
 者又は管理者が電子署名を行ったものであること」に、「当該」を
 「これらの」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項の規定により」を「第 4 条第 1 項
 の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を
 「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知
 すべき」に、「同項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行
 う」に改め、同条第 2 項中「者は、」の次に「同項の規定により」
 を加え、同項第 1 号中「署名用電子証明書」の次に「（以下「署名
 用電子証明書」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 3 条第 4 項
 に規定する」を「第 4 条第 4 項に規定する」に改め、同条第 4 項中
 「条例第 3 条第 1 項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行
 う」に改める。

第 8 条を第 13 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の規定により書面等の作成等に代
 えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「第 7 条第 1 項の電磁的記
 録により」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 3 項に規定する」を「
 第 7 条第 3 項に規定する」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に
 次の 1 条を加える。

(添付書面等の省略)

第 12 条 条例第 8 条の規程で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規程で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
<p>1 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 12 条第 1 項の住民票の写し 又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名が行われた情報の管理者への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の管理者への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの管理者への提示</p>
<p>2 商業登記法第 10 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。)の登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の管理者への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の管理者への提供</p>
<p>3 商業登記法第 12 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。)</p>	<p>2 の項右欄第 2 号に掲げる措置</p>

の印鑑の証明書	
4 印鑑登録証明書	1 の項右欄第 1 号に掲げる措置

第 6 条を削る。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 1 項の規定により」を「第 5 条第 1 項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 4 項に規定する」を「第 5 条第 4 項に規定する」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する方式は、次のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の管理者の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 9 条 条例第 5 条第 5 項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると管理者が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると管理者が認める場合

(3) その他処分通知等のうちに条例第 5 条第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると管理者が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第 10 条 管理者は、条例第 6 条第 1 項の電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用する方法又は当該事項を管理者の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を管理者の事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第 5 条 条例第 4 条第 5 項に規定する情報通信技術を利用する方法は、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

とが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 6 条 条例第 4 条第 6 項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると管理者が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると管理者が認める場合
- (3) その他申請等のうちに条例第 4 条第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると管理者が認める場合

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第3号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程等の一部を改正する規程

(横浜市交通局高速鉄道運賃条例施行規程の一部改正)

第1条 横浜市交通局高速鉄道運賃条例施行規程(昭和47年12月交通局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項中「身体障害者又は知的障害者」を「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」に改める。

同条第3項「知的障害者」の次に「、精神障害者」を加える。

第31条第1項に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳(厚生労働省の通知により示される紙様式及びカード様式のもの(第1号に規定する身体障害者手帳の様式に準ずると管理者が認めたもの(旅客鉄道株式会社運賃減額欄及び本人写真が表示されたものに限る)。以下同じ。))の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)及びその介護人1人。この場合において、介護人は、精神障害者保健福祉手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に、第一種精神障害者と記載されている者及び第二種精神障害者と記載されている小児について認める。

同条第2項中「療育手帳を、」の次に「精神障害者(前項第4号に規定する介護人を含む。以下この項において同じ。)にあっては精神障害者保健福祉手帳を、」を加え、「身体障害者及び知的障害者にあつては」を「身体障害者、知的障害者及び精神障害者にあつては」に改め、「身体障害者手帳又は療育手帳」を「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に改める。

第36条第1項中「知的障害者」の次に「、精神障害者」を加える。

第62条第1項第5号中「療育手帳」の次に「、精神障害者保健福祉手帳」を加える。

第101条第1項第3号を次のように改める。

(3) 「だんろ及びこんろ。(懐中用のもの又は乗車中使用するおそれがないと認められるものを除く。ただし、不注意等に

より内容物が漏れ出ることのないよう措置すること。)」に改める。

同条第2項中「措置しなければならない。」の次に「なお、揮発油等の可燃性液体そのもの等のうち別表第5に掲げる適用除外にあたらぬ物品は、一切、車内に持ち込むことはできない。」を加える。

別表第5(第101条第1項第1号)を次のように改める。

別表第 5 (第 101 条第 1 項第 1 号)

危険品一覧表

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造との 重量が 1 キログ ラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エス テルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火 薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩 又は過塩素酸塩を主とす る爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主 とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によ って発火する おそれのない容 器に収納した 400 個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごう にそう入し、又は 振動・衝撃等によ って発火する おそれのない容 器に収納した 200 個以内(競技用の 口径 0.22 インチ 以内のライフル 銃用実包又は拳 銃用実包にあつ ては 800 個以内) のもの
				空包	銃用空砲	弾帯又は薬ごう にそう入し、又は 振動・衝撃等によ って発火する おそれのない容 器に収納した 200 個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも の重量3キログラム 以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他 発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム 以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム(金属ソーダ)	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム(粉状箔状又はひも状のものに限る。)	—	—
			—	アルミニウム箔	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤リン	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト(亜ニチオン酸ナトリウム)	—	—
			—	カーバイド(炭化カルシウム)	—	—
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙(刃物用包装等)*	容器・荷造とも の重量が5キログラム 以内のもの
3	引火性の物	可燃性 液体	—	メタノール(メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内 又は容器・荷造とも の重量が2キログラム 以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、確執軟 化剤*	
			—	ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	2リットル以内 又は容器・荷造とも の重量が2キログラム 以内のもの
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油(松精油)	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー*	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用 酢酸、農業用酢酸	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				導爆線	-	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	-	
				星火を発する榴弾	-	
				救命索発射器用ロケット	-	
				煙火	-	
				がん具煙火	がん具煙火(おもちゃ花火、発煙筒*)、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管(大形紙雷管含む。)		
				導火線	導火線または電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	-	
			その他	その他、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)で定める火薬類	-	
		その他爆発性の物	-	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			-	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			-	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			-	ジニトロベンゼン	-	
			-	ジニトロナフタリン	-	
			-	ジニトロトルエン	-	
			-	ジニトロフェノール	-	
			-	ニトログリコール	-	
			-	トリニトロベンゼン	-	
			-	トリニトロトルエン	-	
			-	ピクリン酸	-	
			-	過酢酸	-	
			-	メチルエチルケトン過酸化物	-	
			-	アジ化ナトリウム	-	
			-	その他、労働安全法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1.爆発物性の物」に該当する品目	-	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
					*	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	揮発油		—
			—	ソルベントナфта		—
			—	コールタール軽油		—
			—	ベンゼン（ベンゾール）		—
			—	トルエン（トルオール）		—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）		—
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）		—
			—	二硫化炭素		—
			—	酢酸ビニルモノマ		—
			—	エーテル		—
			—	クロロシラン		—
			—	アセトアルデヒド		—
			—	パラアルデヒド		—
			—	ジエチルアルミニウム		—
			—	モノメチルアミン		—
			—	トリメチルアミンの水溶液		—
			—	ジメチルアミン		—
			—	ピリジン		—
			—	酢酸アルミ		—
			—	酢酸エチル		—
			—	酢酸メチル		—
			—	酢酸エチル		—
			—	プロピルアルコール		—
			—	ビニルメチルエーテル		—
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）		—
			—	酢酸ブチル		—
			—	フーゼル油		—
			—	灯油（石油）		—
			—	軽油（ガス油）		—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）		—
			—	ガソリン		—
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）		—
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）		—
			—	エチルエーテル		—

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
			—	酸化プロピレン	—	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	—	
			—	エチレンオキシド	—	—	
			—	酢酸ノルマル—ペンチル	—	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	—	
			—	メチルエチルケトン	—	—	
			—	その他の引火性の物及び製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素管*	医療用又携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの	
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器に封入した酸素ガスで2本以内のもの	
				天然ガス	炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
				水素ガス	プロパンガス*		
				窒素ガス	水素ガス吸入器*		
				オゾン	窒素ガスボンベ*		
				ヘリウム	オゾン発生器*		
				ネオンガス	ヘリウムガス*		
				アセチレンガス	ネオン管*		
				硫化水素ガス	—	—	
				一酸化炭素ガス	—	—	
				石炭ガス	—	—	
				水性ガス	—	—	
				空気ガス	—	—	
				アンモニアガス	—	—	
				塩素ガス	—	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	—	
				ホスゲンガス	—	—	
				アルゴン	—	—	
				エタン	—	—	
				エチレン	—	—	
				メタン	—	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	—	
				液化	液体炭酸	消火器	消火器内に封入

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品				
					物品	重量、数量等			
			ガス			した炭酸ガスで 2本以内のもの			
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内 又は容器・荷造と もに重量が2キ ログラム以内の もの			
				フレオン-12	エアゾール噴射 剤、エアコンガス *				
				フレオン-22	エアゾール噴射 剤、エアコンガス *				
				ブタン	ライター、カセッ トガスボンベ*				
					液体空気	—			
					液体窒素	—			
					液体酸素	—			
					液体アンモニア	—			
					液体塩素	—			
					液体重硫酸	—			
					液化シアン化水素(液体青 酸)	—			
					塩化エチル	—			
					塩化メチル(メチルクロラ イド)	—			
					液化酸化エチレン	—			
					塩化ビニルモノマ	—			
					液体メタン	—			
					その他の液化ガス及びそ の製品	—			
				5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム(塩素酸 ソーダ)	—
							—	塩素酸カリウム	—
—	塩素酸バリウム(塩酸バリ ウム)	—							
—	塩素酸カルシウム	—							
—	塩素酸ストロンチウム	—							
—	塩素酸アンモニウム	—							
—	その他の塩素酸塩類	—							
過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム(過 塩素酸アンモン)	—						
	—	過塩素酸カリウム	—						
	—	過塩素酸ナトリウム	—						
	—	その他の過塩素酸塩類	—						
過酸 化物	—	過酸化ナトリウム(過酸化 ソーダ)	—						
	—	過酸化カルシウム	—						
	—	過酸化マグネシウム	—						
	—	過酸化バリウム	—						

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品			
					物品	重量、数量等		
			—	過酸化亜鉛	—			
			—	過酸化カリウム	—			
			—	その他の無機過酸化物	—			
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造ともの重量が 2 キログラム以内のもの		
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—			
			—	硝酸ナトリウム	—			
			—	その他の硝酸塩類	—			
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの		
			—	その他の亜塩素酸塩類	—			
		次亜塩 素酸塩 類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—			
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—			
		その他 酸化性 の物	—	過硫酸アンモニウム	—			
			—	過硫酸カリウム	—			
			—	過硫酸ナトリウム	—			
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—			
		—	その他の酸化性の物及び製品	—				
		6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
		7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの
					—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
—	硝酸				—			
—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）				—			
—	沸化水素酸				—			
—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）				—			
—	フェロシルコン				—			
—	塩化硫黄				—			
—	クロルピクリン	—						

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	四エチル鉛		—
			—	クロロホルム		—
			—	臭素（ブロム）		—
			—	ホルマリン		—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号）で指定されている毒物及び劇物		—
			—	その他毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液をいれた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧縮器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
		—	BHC剤			
		—	DDT剤			
		—	鉱油剤			
		—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト		—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

(注意 1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の目途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注意 2) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

(横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程の一部改正)

第2条 横浜市高速鉄道ICカード乗車券取扱規程(平成30年3月交通局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(身体障害者等割引)」に改め、同条第3項中「又は」を「、」に改め、「療育手帳」の次に「又は精神障害者保健福祉手帳(ただし、写真が表示されているものに限る。)」を加える。

第16条の2の見出しを「(身体障害者等割引の端数処理)」に改める。

(横浜市高速鉄道障がい者用ICカード乗車券取扱規程の一部改正)

第3条 横浜市高速鉄道障がい者用ICカード乗車券取扱規程(令和5年3月交通局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者手帳、又は」を「身体障害者手帳、」に改め、「療育手帳制度要綱に規定する療育手帳」の次に「、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(ただし、写真が表示されているものに限る。)」を加え、「(以下「障害者手帳」という。)」を「(以下、総称して「障害者手帳」という。)」に、「第一種身体障害者又は第一種知的障害者」を「第一種身体障害者、第一種知的障害者又は第一種精神障害者」に改める。

第4条第1項中「第一種身体障害者又は第一種知的障害者」を「第一種身体障害者、第一種知的障害者又は第一種精神障害者」に改める。

第6条第2項中「第一種身体障害者とその介護人又は第一種知的障害者とその介護人」を「第一種身体障害者とその介護人、第一種知的障害者とその介護人又は第一種精神障害者とその介護人」に、「第一種身体障害者又は第一種知的障害者」を「第一種身体障害者、第一種知的障害者又は第一種精神障害者」に改める。

(横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程の一部改正)

第4条 横浜市高速鉄道・乗合自動車共通1日乗車券及び連絡定期乗車券発売規程(昭和56年5月交通局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「及び連絡定期券等」を削り、同項を第2項とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「及び連絡定期券等」を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第16条第1項を次のように改める。

連絡定期券等について、機器の故障等不慮の事態が発生した場合は、その運賃を収受して、連絡定期券等に代えて、連絡定期券等との引換えを前提とした連絡補充乗車証を発行することができる。

(横浜市高速鉄道連絡運輸規程の一部改正)

第5条 横浜市高速鉄道連絡運輸規程(平成10年3月交通局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)及びその介護人。この場合において、介護人は、精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃減額の欄に、第一種精神障害者と記載されている者及び第二種精神障害者と記載されている小児について認める。

第9条中「被保護者及び知的障害者」を「知的障害者、精神障害者及び被保護者」に改める。

第15条に次の2号を加える。

- (7) 精神障害者に発売した身体障害者等割引連絡運輸定期乗車券であることを表示するもの

福

- (8) 精神障害者の介護人に発売した身体障害者等割引連絡運輸定期乗車券であることを表示するもの

付

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第4号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程

(横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和27年12月交通局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は、第2項及び第3項の規程を準用する。

第10条第1項第1号中「(携帯情報端末にこれらの様式が記録され、専用アプリケーションにより身体障害者手帳と個人番号カードが連携していることが確認できる場合を含む。)をいう。以下同じ。)」を「のもの(携帯情報端末にこれらの様式が記録され、かつ個人番号カードが連携していることが確認できる専用アプリケーション(以下「専用アプリ」という。)を含む。)」に改め、同条第1項第3号中「受けた者」を「受け、かつ療育手帳(厚生労働省の通知により示される紙様式及びカード様式のもの(携帯情報端末にこれらの様式が記録され、かつ個人番号カードが連携していることが確認できる専用アプリケーション(以下「専用アプリ」という。)を含む。))の交付を受けている」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳(厚生労働省の通知により示される紙様式及びカード様式のもの(専用アプリを含む。))でかつ旅客鉄道株式会社運賃減額欄並びに本人写真の表示があるもの。以下同じ。)の交付を受けている者及びその介護人(管理者が精神障害者について、介護人が必要であると認められた場合で原則として1名までの者に限る。)

同条第2項中「及び知的障害者」を「、知的障害者」に改め、「知的障害者(管理者が必要と認められた介護人を含む。以下この項において同じ。)」の次に「及び精神障害者(管理者が必要と認められた介護人を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「又は療育手帳」を「、療育手帳」に改め、「(前項第1号に規定する身体障害者手帳の様式に準ずると管理者が認められたもの。以下同

じ。) 」を削り、「療育手帳」の次に「又は精神障害者保健福祉手帳」を加える。

第 13 条の 4 第 3 項中「療育手帳」の次に「、精神障害者保健福祉手帳」を加える。

第 22 条の 2 第 2 号中「学校教育法」を「小児のうち、学校教育法」に改める。

第 27 条第 5 項中「する。」を「し、次のいずれかに該当し、管理者が認めた場合は、定期券購入申込書の提出を省略することができるものとする。」に改める。

同項に次の 2 号を加える。

- (1) すでに所持している通学定期券が発売された日と同一学年内に継続購入する場合で、新たに発売する通学定期券の通用期間が学年の終了する日から 1 箇月を超えない場合
- (2) すでに所持している通学定期券に旅客が認定学校を卒業する日（以下「卒業予定年月日」という。）が登録されており、卒業予定年月日までに継続購入する場合で、新たに発売する通学定期券の通用期間が卒業予定年月日から 1 箇月を超えない場合

同条第 7 項に次の 1 号を加える。

- (4) 通用期間が満了した通学定期券に卒業予定年月日が登録されている場合で、通用期間の満了した日から 1 年以内かつ卒業予定年月日までに、その通学定期券と同一の種類のもを購入するとき。

第 37 条に次の 1 項を加える。

- 2 端数日付通学定期券及び身割端数日付通学定期券については、最終学年の終期までの日を有効とするものに限って発売する。

第 39 条第 2 項中「療育手帳を」の次に「、精神障害者にあつては精神障害者保健福祉手帳を」を加える。

同条第 3 項中「療育手帳」の次に「、精神障害者保健福祉手帳」を加える。

（横浜市乗合自動車障がい者用 IC カード取扱規程の一部改正）

第 2 条 横浜市乗合自動車障がい者用 IC カード取扱規程（令和 5 年 3 月交通局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は」を「、」に改め、「療育手帳制度要綱に規定する療育手帳」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳」を、「第 1 種知的障害者」の次に「又は第 1 種精神障害者（以下、「障害者」という。）」を加える。

第 3 条第 1 項中第 11 号を第 13 号とし、第 1 号から第 10 号までを

2号ずつ繰り下げ、第9号中「障がい者本人の使用に供する障がい者用IC定期乗車券」を「障がい者本人の使用に供する障がい者用ICカード」に、第10号中「介護人の使用に供する障がい者用IC定期乗車券」を「介護人の使用に供する介護者ICカード」に、第12号中「本人の使用に供する障がい者用IC企画乗車券」を「本人の使用に供する障がい者ICカード」に、第13号中「介護人の使用に供する障がい者用IC企画乗車券」を「介護人の使用に供する介護者ICカード」に改め、第1号第及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 「障がい者用ICカード発行事業者」とは、株式会社パスモ、東日本旅客鉄道株式会社及び東京臨海高速鉄道株式会社をいう。
- (2) 「障がい者用ICカード発売事業者」とは、障がい者用ICカード発行事業者が定める障がい者用ICカードを発売する事業者をいう。

第4条第8項、第6条、第10条第2項、第11条第2項、第18条中「IC鉄道事業者」を「障がい者用ICカード発売事業者」に改める。

(横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部改正)

第3条 横浜市貸切旅客自動車条例施行規程(平成27年4月交通局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の適用を受ける身体障害者、児童、知的障害者又は精神障害者の団体 3割
- 附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金について適用し、同日前に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金については、なお従前の例による。

横浜市交通局自動車乗務員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第5号

横浜市交通局自動車乗務員服務規程の一部を改正する規程

横浜市交通局自動車乗務員服務規程（平成19年10月交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（仕業点呼）

第18条 乗務員は、交番ごとに乗務を開始するときは、次に掲げることについて運行管理者の点呼を受けなければならない。

- (1) アルコール検知器による呼気中のアルコール確認
- (2) 医薬品等の服用の申告
- (3) 交番等の勤務配置及び車両の申告
- (4) 日常点検整備（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第2項に定める自動車の点検）の結果による車両状態の報告
- (5) 疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他の理由により安全な運転ができないおそれの有無の申告
- (6) 手渡しによる運転免許証（表裏両面）の確認
- (7) その他携行品等の確認
- (8) 服装の適否や時刻等の確認を含む一般注意事項及び諸達示事項の確認
- (9) 路線別注意事項、道路状況及び気象状況等特に注意を要する事項の確認
- (10) その他特別な指示事項の確認

第19条を次のように改める。

（終業点呼）

第19条 乗務員は、交番ごとに乗務を終了したときは、次に掲げることについて運行管理者の点呼を受けなければならない。

- (1) アルコール検知器による呼気中のアルコール確認
- (2) 運転、車両、道路、乗客等の状況、車内点検結果、苦情、遺失物及びその他の報告
- (3) 事故防止に関するヒヤリハット情報の報告
- (4) 払出金実績及び乗務日報の提出、運行表又は運行指示書及び携行品の返納
- (5) エンジンキーの返納

- (6) 次回勤務の確認及び飲酒等に関する注意事項の確認
附 則
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第3号

横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の別表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第4号

横浜市医療局病院経営本部会計規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計規程（平成17年3月病院経営局規程第31号）の一部を次のように改正する。

第55条の2第1項中「法第33の2第1項により準用する地方自治法第243条の2の5第1項の規定により、病院事業管理者が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のとおりとする。」を「法第33の2第1項により準用する地方自治法第243条の2の5第1項の規定により、病院事業管理者が定める収納に関する事務を委託することができる収入等は、次の各号のとおりとする。」に改める。

第62条第1項中「代理人によって請求があった場合においては、各課長は、その代理関係を委任状及び印鑑証明書をもって確認しなければならない。この場合において、印鑑証明書を徴しがたいときは、支払伝票に「代理権確認」の表示をして認印を押すものとする。」を「代理人によって請求があった場合においては、各課長は、その代理関係を委任状及び印鑑証明書により確認しなければならない。この場合において、印鑑証明書を徴し難いときは、支払伝票の「代理権確認」欄に代理権を確認した各課長等の認印の押印若しくは氏名を記入するものとする。」に改める。

第62条第3項中「第1項の場合において、分割して支払を要するため支払伝票に委任状を添付することができないときは、当該委任状を執行同等に添付し、当該支払伝票に「代理権確認」の表示をして認印を押すものとする。」を「第1項の場合において、分割して支払を要するため支払伝票に委任状を添付することができないときは、当該委任状を執行同等に添付し、当該支払伝票の「代理権確認」欄に代理権を確認した各課長等の認印の押印若しくは氏名を記入するものとする。」に改める。

第108条第1項末尾に次の文を加える。

「ただし、前条第1項ただし書きの規定により発注伺兼物品調達票の発行を省略した場合は、検査職員等により受入検査を実施した記録を別に作成し発注伺兼物品調達票と同様に管理することとする。」

第108条第2項末尾に次の文を加える。

「なお、前項ただし書きにおいて記録を別に作成した場合については、当該記録を物品企業出納員に送付するものとする。」

附 則

(施行 期 日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第5号

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程（平成17年3月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第6号

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「支給される通勤手当」を「支給される給与」に、「当該通勤手当」を「当該給与」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 1 号

横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

(横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則(令和 2 年 3 月横浜市教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「10 日」を「20 日」に改める。

第 5 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しいことがやむを得ないと認められる場合は、60 日を限度として、必要と認められる期間とすることができる。

第 8 条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

(横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則(令和 2 年 3 月横浜市教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「特別休暇(出産休暇)」を「特別休暇(病気休暇、出産休暇)」に、「特別休暇(病気休暇、骨髄等提供休暇)」を「特別休暇(骨髄等提供休暇)」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に改め、「であって、6 月以上の任期が定められているもの」を削り、「子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる)」を「子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話を行うこと、疾病の予防を図るために当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号

）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が別に定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が別に定めるものへの参加をする」に改める。

第8条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 2 号

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則（平成 29 年 9 月横浜市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

会員となることのできる者の範囲は、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）の適用を受ける職員のうち、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校で勤務する職員（技能職員及び高等学校の事務職員を除く。）とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 7 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 7 年 3 月 14 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 南 高 等 学 校	副 校 長	高 橋 司	減 給 10 分 の 1 6 月

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 2 月市選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市選挙管理委員会告示第 11 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,654 人
6 分の 1 の数	522,115 人
3 分の 1 の数	1,044,229 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	80,125 人
神奈川区	68,650 人
西区	29,229 人
中区	40,500 人
南区	55,514 人
港南区	60,147 人
保土ケ谷区	57,038 人
旭区	68,494 人
磯子区	45,994 人
金沢区	54,793 人
港北区	99,842 人
緑区	50,178 人
青葉区	85,665 人
都筑区	58,394 人
戸塚区	78,179 人
栄区	34,427 人
泉区	42,684 人
瀬谷区	34,383 人

総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 491,586 人

区選挙管理委員会

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

横浜市鶴見区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市鶴見区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月鶴見区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市神奈川区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月横浜市神奈川区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市西区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市西区選挙管理委員会

横浜市西区選挙管理委員会規程第1号

横浜市西区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市西区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月西区選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等
に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 規 程 第 1 号

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政
の 推 進 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等
に 関 す る 条 例 施 行 規 程 (平 成 17 年 3 月 中 区 選 管 規 程 第 1 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 12 条 の 表 中 「 第 2 条 第 15 項 」 を 「 第 2 条 第 16 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市南区選挙管理委員会

横浜市南区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月南区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市港南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

横浜市港南区選挙管理委員会

横浜市港南区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市港南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市港南区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月横浜市港南区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 2 月保選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市旭区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市旭区選挙管理委員会

横浜市旭区選挙管理委員会規程第1号

横浜市旭区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市旭区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月旭区選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市磯子区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

横浜市磯子区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市磯子区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市磯子区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市金沢区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和7年3月25日

横浜市金沢区選挙管理委員会

横浜市金沢区選挙管理委員会規程第1号

横浜市金沢区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市金沢区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月金沢区選管規程第1号）の一部を次のように改正する。
第12条の表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市港北区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和7年3月25日

横浜市港北区選挙管理委員会

横浜市港北区選挙管理委員会規程第1号

横浜市港北区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市港北区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月横浜市港北区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。
第12条の表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市緑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市緑区選挙管理委員会

横浜市緑区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市緑区選挙管理委員会通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市緑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月横浜市緑区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市青葉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和7年3月25日

横浜市青葉区選挙管理委員会

横浜市青葉区選挙管理委員会規程第1号

横浜市青葉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市青葉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年2月市選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市都筑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

横浜市都筑区選挙管理委員会

横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市都筑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市都筑区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月横浜市都筑区選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

横浜市戸塚区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市戸塚区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市戸塚区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月戸塚区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市栄区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市栄区選挙管理委員会

横浜市栄区選挙管理委員会規程第1号

横浜市栄区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市栄区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成17年3月栄区選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市泉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市泉区選挙管理委員会

横浜市泉区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市泉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市泉区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 2 月泉区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

横浜市瀬谷区選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市瀬谷区選挙管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 3 月瀬谷区選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

令和7年3月25日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「（A区分・B区分・保育士区分）」を削り、同項第2号中「（A区分・B区分）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 2 号

試験及び選考の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

試験及び選考の事務の委任に関する規則（平成 23 年 4 月横浜市人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「（A 区分・B 区分）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 3 号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則施行細則（平成 23 年 3 月横浜市人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 1 の表職員Ⅱの項、職員Ⅲの項及び係長職の項を次のように改める。

職員Ⅱ	<p>昇任させようとする年度（以下「昇任年度」という。）前 2 年間の人事考課又は人事評価における二次考課者又は二次評価者の総合評価（以下「総合評価」という。）（職員Ⅰとしてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B1」以上であり、昇任年度の前年度は「B2」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業若しくは公務災害による欠勤（以下「育児休業等」という。）若しくは本市職員となって 2 年未満であることにより、昇任年度の前々年度の総合評価が得られなかった職員については、昇任年度の前年度の総合評価が「B2」以上又は降任（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 1 項の規定による降任を除く。以下同じ。）前の職に在職していたことにより、昇任年度の前々年度の総合評価が得られなかった職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度の前年度の総合評価が「B2」以上であること。</p>
職員Ⅲ	<p>昇任年度前 3 年間の総合評価（職員Ⅱとしてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B1」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上かつ昇任年度の前年度は「B2」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年の総合評価がいずれも「B1」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上かつ昇任年度の前年度は「B2」以上又は降</p>

	<p>任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）について、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p>
<p>係長職</p>	<p>(1) 規則第 19 条第 2 項第 1 号による昇任</p> <p>ア 区分 I</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間に（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度以前 3 年間に。以下同じ。）の総合評価がいずれも「A」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度の前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度及び昇任年度前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年。以下同じ。）の総合評価がいずれも「A」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価が「A」以上であること。</p> <p>イ 区分 II</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度の前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年のうち一つ以上が「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度</p>

(2)	<p>の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。</p> <p>規則第 19 条第 2 項第 3 号による昇任（区分Ⅰ・区分Ⅱ共通）</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前 4 年間のうち総合評価が得られた直近 2 か年の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上であること。</p>
-----	--

別表 1 の 2 の表相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職の項、消防司令補の職の項及び消防司令（係長職）の項を次のように改める。

<p>相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職</p>	<p>昇任年度前 3 年間の総合評価（消防士長としてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p>
---------------------------------	---

<p>消防司 令補の 職</p>	<p>昇任年度前 3 年間の総合評価（消防士長又は相当の知識、技術若しくは経験を必要とする消防士長の職としてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p>
<p>消防司 令（係 長職）</p>	<p>(1) 規則第 19 条第 2 項第 4 号による昇任</p> <p>ア 消防区分Ⅰ</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間の総合評価がいずれも「A」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前 4 年のうち総合評価が得られた直近 2 か年の総合評価がいずれも「A」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価が「A」以上であること。</p> <p>イ 消防区分Ⅱ</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度</p>

前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前3年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が1年以上ある者に限る。）については、昇任年度前3年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。

(2) 規則第19条第2項第6号による昇任（消防区分Ⅰ・消防区分Ⅱ共通）

原則として昇任年度前3年間の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上であること。

ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前3年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が1年以上ある者に限る。）については、昇任年度前3年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上であること。

別表1の3の表係長職の項中「B」を「B2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月2日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年度（令和7年4月2日から令和8年3月31日までの期間に限る。）におけるこの規則による改正後の職員の任用に関する規則施行細則（以下「新施行細則」という。）別表1の1及び別表1の2の表の適用に当たっては、令和2年度から令和6年度までに実施された人事考課又は人事評価における二次課者又は二次評価者の総合評価（以下「総合評価」という。）におけるBはB3とみなし、新施行細則別表1の3の表の適用に当たっては令和6年度に実施された総合評価におけるBはB3とみなす。

3 令和8年度における新施行細則別表1の1及び別表1の2の表

- の適用に当たっては、令和 3 年度から令和 6 年度までに実施された総合評価における B は B 3 とみなす。
- 4 令和 9 年度における新施行細則別表 1 の 1 及び別表 1 の 2 の表の適用に当たっては、令和 4 年度から令和 6 年度までに実施された総合評価における B は B 3 とみなす。
- 5 令和 10 年度における新施行細則別表 1 の 1 及び別表 1 の 2 の表の適用に当たっては、令和 5 年度及び令和 6 年度に実施された総合評価における B は B 3 とみなす。
- 6 令和 11 年度における新施行細則別表 1 の 1 及び別表 1 の 2 の表の適用に当たっては、令和 6 年度に実施された総合評価における B は B 3 とみなす。

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 4 号

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の任用の特例に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (6) の備考第 3 項中「人事委員会が認める」を「勤務成績が極めて良好であると認められる」に改め、同表(6)の備考第 4 項中「人事委員会が認める」を「勤務成績が良好であると認められる」に改め、同表(10)の表栄養士の項を削り、同表(10)の表中「言語聴覚士

視能訓練士」に改め、同表(10)の表視能訓練士の項を削り、同表(10)の表中「歯科衛生士

歯科技工士等」を「栄養士

心理療法士

歯科衛生士

歯科技工士」に改める。

別表第 2 の 1 の表職員Ⅱの項、職員Ⅲの項及び係長職の項を次のように改める。

職員 II	<p>(1) 一般選考</p> <p>昇任させようとする年度（以下「昇任年度」という。）前 2 年間の人事考課における二次考課者の総合評価（以下「総合評価」という。）（職員 I としてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B 1」以上であり、昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p> <p>また、職務遂行に必要な免許・資格等を有すると認められること。</p> <p>ただし、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業若しくは公務災害による欠勤（以下「育児休業等」という。）若しくは本市職員となつて 2 年未満であることにより、昇任年度の前々年度の総合評価が得られなかった職員については、昇任年度の前年度の総合評価が「B 2」以上又は降任（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 1 項の規定による降任を除く。以下同じ。）前々の職に在職していたことにより、昇任年度の前々の年度の総合評価が得られなかった職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度の前年度の総合評価が「B 2」以上であること。</p> <p>(2) 交通局技能職員（二）特例選考（A 区分）</p> <p>別表第 1 中に定める交通局技能職員（二）特例選考（A 区分）にあつては、昇任年度前 2 年間の総合評価が原則としていずれも「S」（「A」が一つ含まれる場合であつても、勤務成績が極めて良好であると認められる場合を含む。）であること。</p> <p>(3) 交通局技能職員（二）特例選考（B 区分）</p> <p>別表第 1 中に定める交通局技能職員（二）特例選考（B 区分）にあつては、昇任年度前 2 年間の総合評価が原則としていずれも「A」以上（いずれか総合評価が「B 2」又は「B 3」が一つ含まれる場合であつても、勤務成績が良好であると認められる場合を含む。）であること。</p>
職員 III	<p>昇任年度前 3 年間の総合評価（職員 II としてのものに限る。以下この項において同じ。）がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であるこ</p>

	<p>と。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度のうちの総合評価が得られた直近 2 か年の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B 1」以上であり、そのうち一つ以上が「B 3」以上かつ昇任年度の前年度は「B 2」以上であること。</p>
<p>係長職</p>	<p>(1) 企業規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 4 号による昇任</p> <p>ア 区分 I</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間に（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度以前 3 年間に。以下同じ。）の総合評価がいずれも「A」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度のうちの総合評価が得られた直近 2 か年（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は、昇任年度及び昇任年度前 4 年の中の総合評価が得られた直近 2 か年。以下同じ。）の総合評価がいずれも「A」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前 3 年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が 1 年以上ある者に限る。）については、昇任年度前 3 年間のうち得られた年度の総合評価が「A」以上であること。</p> <p>イ 区分 II</p> <p>原則として昇任年度前 3 年間の総合評価がいずれも「B 2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。</p> <p>ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員につい</p>

ては、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前3年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が1年以上ある者に限る。）については、昇任年度前3年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「A」以上であること。

(2) 企業規則第6条第2項第3号による昇任（区分Ⅰ・区分Ⅱ共通）

原則として昇任年度前3年間の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上であること。

ただし、育児休業等により、これらの間に総合評価が得られなかった年度がある職員については、昇任年度の前年度及び昇任年度の前年度前4年のうち総合評価が得られた直近2か年の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上又は降任前の職に在職していたことにより、昇任年度前3年間に総合評価が得られなかった年度がある職員（降任後の在級年数が1年以上ある者に限る。）については、昇任年度前3年間のうち得られた年度の総合評価がいずれも「B2」以上であり、そのうち一つ以上が「B3」以上であること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月2日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年度（令和7年4月2日から令和8年3月31日までの期間に限る。）におけるこの規則による改正後の企業職員の任用の特例に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の1の表の適用に当たっては、令和2年度から令和6年度までに実施された人事考課又は人事評価における二次考課者又は二次評価者の総合評価（以下「総合評価」という。）におけるBはB3とみなす。

3 令和8年度における新規則別表第2の1の表の適用に当たっては、令和3年度から令和6年度までに実施された総合評価におけ

るBはB3とみなす。

4 令和9年度における新規則別表第2の1の表の適用に当たっては、令和4年度から令和6年度までに実施された総合評価におけるBはB3とみなす。

5 令和10年度における新規則別表第2の1の表の適用に当たっては、令和5年度及び令和6年度に実施された総合評価におけるBはB3とみなす。

6 令和11年度における新規則別表第2の1の表の適用に当たっては、令和6年度に実施された総合評価におけるBはB3とみなす。

。

横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 5 号

横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
条例施行規則（平成 17 年 2 月横浜市人事委員会規則第 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 12 条の表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市人事委員会達第 1 号

横浜市人事委員会情報セキュリティ管理規程（令和 5 年 3 月横浜市人事委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市人事委員会

第 3 条第 7 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 7 条第 6 号中「及び」の次に「クラウドサービスを含む」を加える。

第 9 条の見出しを「（この規程の見直し）」に改め、同条中「本規程」を「この規程」に改め、「及び必要に応じ」を削り、同条に後段として次のように加える。

保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合も同様とする。

附 則

この達は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 7 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

監査委員規程第 1 号

横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程の一部を改正する
規程

横浜市監査委員情報セキュリティ管理規程（令和 5 年 4 月監査委
員規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市監査委員情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

監査委員規程第 2 号

横浜市監査委員情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市監査委員情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成 17 年 2 月監査委員規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条表中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 4 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を 参 考 と
し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 に 係 る 事 項 の 公 表

横 浜 市 長 か ら 、 包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を
参 考 と し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 (昭 和
22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り 、 当 該 通 知 に 係
る 事 項 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 監 査 委 員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真 善 和

横浜市監査委員公表第 5 号

令和 6 年度財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査
の結果の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき監査
を行ったので、その結果に関する報告を別冊のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

農業委員会

横浜市中心農業委員会規則第1号

横浜市中心農業委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年5月中央農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

横浜市中心農業委員会
会長 角田 昇

題名を次のように改める。

横浜市中心農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第1条中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条から第6条まで」を「第4条から第8条まで」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の」を削る。

第2条第2項第2号中「電子署名を行った者」を「申請等を行う者又は本委員会が電子署名を行ったものであること」に、「当該」を「これらの」に改める。

第4条第1項中「第3条第1項の規定により」を「第4条第1項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に、「同項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改め、同条第2項中「者は、」の次に「同項の規定により」を加え、同項第1号中「署名用電子証明書」の次に「（以下「署名用電子証明書」という。）」を加え、同条第3項中「第3条第4項に規定する」を「第4条第4項に規定する」に改め、同条第4項中「条例第3条第1項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改める。

第8条を第13条とする。

第7条第1項中「第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「第7条第1項の電磁的記録により」に改め、同条第2項中「第6条第3項に規定する」を「第7条第3項に規定する」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
<p>1 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名が行われた情報の本委員会への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の本委員会への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの本委員会への提示</p>
<p>2 商業登記法第 10 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の本委員会への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の本委員会への提供</p>
<p>3 商業登記法第 12 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>	<p>2 の項右欄第 2 号に掲げる措置</p>
<p>4 印鑑登録証明書</p>	<p>1 の項右欄第 1 号に掲げる措置</p>

第6条を削る。

第5条第1項中「第4条第1項の規定により」を「第5条第1項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に改め、同条第3項中「第4条第4項に規定する」を「第5条第4項に規定する」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第5条第1項ただし書に規定する方式は、次のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の本委員会が定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると本委員会が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると本委員会が認める場合

(3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると本委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 本委員会は、条例第6条第1項の電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用する方法又は当該事項を本委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を本委員会の事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

第4条の次に次の2条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項に規定する場合は、次に掲げる場合とす

る。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があるとき本委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあるとき本委員会が認める場合
- (3) その他申請等のうちに条例第 4 条第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があるとき本委員会が認める場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市南西部農業委員会規則第 1 号

横浜市南西部農業委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 17 年 5 月南西部農業委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市南西部農業委員会
会長 矢 島 寛

題名を次のように改める。

横浜市南西部農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第 1 条中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第 3 条から第 6 条まで」を「第 4 条から第 8 条まで」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の」を削る。

第 2 条第 2 項第 2 号中「電子署名を行った者」を「申請等を行う者又は本委員会が電子署名を行ったものであること」に、「当該」を「これらの」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項の規定により」を「第 4 条第 1 項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に、「同項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改め、同条第 2 項中「者は、」の次に「同項の規定により」を加え、同条第 1 号中「署名用電子証明書」の次に「（以下「署名用電子証明書」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 3 条第 4 項に規定する」を「第 4 条第 4 項に規定する」に改め、同条第 4 項中「条例第 3 条第 1 項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改める。

第 8 条を第 13 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「第 7 条第 1 項の電磁的記録により」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 3 項に規定する」を「第 7 条第 3 項に規定する」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 12 条 条例第 8 条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和 42 年法	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法に

<p>律第 81 号) 第 12 条第 1 項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>より行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名が行われた情報の本委員会への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の本委員会への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの本委員会への提示</p>
<p>2 商業登記法第 10 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。)の登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の本委員会への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の本委員会への提供</p>
<p>3 商業登記法第 12 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。)の印鑑の証明書</p>	<p>2 の項右欄第 2 号に掲げる措置</p>
<p>4 印鑑登録証明書</p>	<p>1 の項右欄第 1 号に掲げる措置</p>

第 6 条を削る。

第 5 条第 1 項中「第 4 条第 1 項の規定により」を「第 5 条第 1 項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を

「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に改め、同条第3項中「第4条第4項に規定する」を「第5条第4項に規定する」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第5条第1項ただし書に規定する方式は、次のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の本委員会の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると本委員会が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると本委員会が認める場合

(3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると本委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 本委員会は、条例第6条第1項の電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用する方法又は当該事項を本委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を本委員会の事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

第4条の次に次の2条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると本委員会が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると本委員会が認める場合
- (3) その他申請等のうちに条例第 4 条第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると本委員会が認める場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

固定資産評価審査委員会

横浜市固定資産評価審査委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

横浜市固定資産評価審査委員会

横浜市固定資産評価審査委員会規程第 2 号

横浜市固定資産評価審査委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市固定資産評価審査委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成 17 年 6 月固定資産評価審査委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市固定資産評価審査委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

第 1 条中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第 3 条から第 6 条まで」を「第 4 条から第 8 条まで」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の」を削る。

第 2 条第 2 項第 2 号中「電子署名を行った者」を「申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであること」に、「当該」を「これらの」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項の規定により」を「第 4 条第 1 項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に、「同項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改め、同条第 2 項中「者は、」の次に「同項の規定により」を加え、同条第 1 号中「署名用電子証明書」の次に「（以下「署名用電子証明書」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 3 条第 4 項に規定する」を「第 4 条第 4 項に規定する」に改め、同条第 4 項中「条例第 3 条第 1 項に規定する申請等をする」を「当該申請等を行う」に改める。

第 8 条を第 13 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「第 7 条第 1 項の電磁的記録により」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 3 項に規定する」を「第 7 条第 3 項に規定する」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に

次の 1 条を加える。

(添付書面等の省略)

第 12 条 条例第 8 条の規程で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規程で定める措置は、同欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
<p>1 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの委員会への提示</p>
<p>2 商業登記法第 10 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。）の登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の委員会への提供 ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用</p>

	する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の委員会への提供
3 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	2の項右欄第2号に掲げる措置
4 印鑑登録証明書	1の項右欄第1号に掲げる措置

第6条を削る。

第5条第1項中「第4条第1項の規定により」を「第5条第1項の」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「書面等」を「書面等その他の方法」に、「記載すべき」を「記載し、又は通知すべき」に改め、同条第3項中「第4条第4項に規定する」を「第5条第4項に規定する」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 条例第5条第1項ただし書に規定する方式は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところによる届出
（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第9条 条例第5条第5項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合
- (3) その他処分通知等のうちに条例第5条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると委員会が認める場合
（電磁的記録による縦覧等）

第10条 委員会は、条例第6条第1項の電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときはインターネットを利用する方法又は当該事項を委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該書類を委員会の事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

第4条の次に次の2条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合
- (3) その他申請等のうちに条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると委員会が認める場合

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

市 会

横 浜 市 会 規 程 第 4 号

横 浜 市 会 議 会 局 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 管 理 規 程 (令 和 6 年 3 月 横 浜 市
会 規 程 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 25 日

横 浜 市 会 議 長 鈴 木 太 郎

第 2 条 第 7 号 中 「 第 2 条 第 8 項 」 を 「 第 2 条 第 9 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

その他

総行 第 1846 号
令和 7 年 3 月 25 日

局 区 長

総務局長

横浜市行政文書管理規則及び横浜市行政文書取扱規程の
運用についての一部改正について（通知）

横浜市行政文書管理規則及び横浜市行政文書取扱規程の運用につ
いて（平成 17 年 3 月 1 日総法第 195 号総務局長通知）の一部を改正
し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

14 行政文書の施行（規程第 24 条から第 27 条まで）の項第 2 号ア
中「「総務局長が指定する行政文書」は、次のとおり」を「「総務
局長が指定する行政文書」は、法令等（法令、条例及び規則をいう
。）に特別の定めがある場合を除き、次のとおり」に、「公印を押
印することができ」を「公印を押印し、又は電子署名を行うことが
でき」に改める。